

今後の制度改革に関する 検討状況について等

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課
令和6年9月12日

目次

1. 今後の制度改正に関する検討状況について	1
2. 児童福祉司の任用資格要件が得られる「指定施設」の範囲の拡充等について	8
3. 一時保護時の司法審査の検討状況について	17
4. こども家庭センターの設置・機能強化及び児童相談所による市町村への支援充実に向けて	28
5. 一時保護施設の設備運営基準施行に伴う対応等について	45
6. 児童相談所における人材確保・定着支援の推進について	49
7. 厚生労働省所管の福祉行政報告例の一部をこども家庭庁で所管すること 及びそれに伴う見直しについて	55
8. こども若者シェルターに関する検討会について	57
9. こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）概要	63
10. 児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について（再周知）	84
11. 令和7年度概算要求について	86

今後の制度改革に関する 検討状況について

制度の現状・背景

- 一時保護施設については令和4年の児童福祉法改正で設備・運営基準が設けられた。
- 一方で、一時保護委託先については、特段の基準がなく、児童相談所長又は都道府県知事が「適当と認める者」への委託が可能となっており、その質の担保が課題となっている。



改正のイメージ（案）

- 一時保護委託については、例えば、原則として、**一時保護委託を受けるために事前に登録等を受けた者**等に対してのみ行えることとするなど、一定の質を担保できるような法制上の措置をとることとしてはどうか。

※ 登録制度等の創設に伴い、こども性暴力防止法の民間教育保育等事業者に一時保護委託先の追加を行うこと想定。

（公布後2年以内の政令で定める日の施行を想定）

制度の現状・背景

- 児童虐待防止法第12条では、児童虐待を行った保護者についてのみ面会通信制限等ができるものとされており、児童虐待が行われた疑いがある段階については、対象となっていない。
- こうした中、各児相の現場では、疑い段階の場合に、行政指導等として面会通信制限等が行われているケースがある。



改正のイメージ（案）

- 児童虐待防止法第12条において、**一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合**については、児童相談所長が**児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに面会通信制限を行える**ものと規定すること等（※）により、**保護者の同意なく面会通信制限等が行える場合を明確にし、適切な運用が図られるようにしてはどうか。**

※ 面会通信制限のほか、児童の保護に著しい支障をきたすと認めるときは、児童の住所等を明らかにしないものとしてどうか。

（公布後6月以内の政令で定める日の施行を想定）

制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだこと等を踏まえ、現在、児童養護施設等と同様に、保育所等の職員による虐待に関する通告義務等を設けることが検討されている。



改正のイメージ（案）

- 上記の通告義務等については、**もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象**とすることが検討されていることから、**意見表明等支援事業**についても、対象とすることとしてはどうか。

※ この他、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、こども誰でも通園制度（仮称）を行う事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等を対象とすることが検討されている。

（令和7年度施行を想定）

法律の趣旨

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が**教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置**を講じることを義務付けるなどする。

法律の概要

1. 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

学校設置者等（学校、児童福祉施設等）及び民間教育保育等事業者（学習塾等）について、その教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定

2. 学校設置者等が講ずべき措置

学校設置者等が講ずべき措置として以下のものを規定

- ・ 教員等に研修を受講させること、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくするための措置
- ・ 教員等としてその業務を行わせる者について、4に掲げる仕組みにより特定性犯罪前科の有無を確認
- これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置（教育、保育等に従事させないこと等）を実施
- ・ 児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

3. 民間教育保育等事業者の認定及び認定事業者が講ずべき措置

- ・ 内閣総理大臣は、2に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表
- ・ 認定事業者には2に掲げるものと同等の措置実施を義務付け
- ・ 認定事業者は、認定の表示可能
- ・ 認定事業者に対する内閣総理大臣の監督権限の規定を創設

4. 犯罪事実確認の仕組み等

- ・ 2及び3の対象事業者が内閣総理大臣に対して申請従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者本人も関与する仕組みとする。
- ・ 内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、以下の期間における特定性犯罪（痴漢や盗撮等の条例違反を含む）前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。ただし、前科がある場合は、あらかじめ従事者本人に通知。本人は通知内容の訂正請求が可能
 - ア 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年
 - イ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年
 - ウ 罰金：刑の執行終了等から10年
- ・ 犯罪事実確認書等の適正な管理（情報の厳正な管理・一定期間経過後の廃棄等）

5. その他

- ・ この法律に定める義務に違反した場合には児童福祉法等に規定する報告徴収等の対象となること等を規定【学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】
- ・ 施行後3年を目途とした見直し・検討規定

施行期日

施行期日：公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日

こども性暴力防止に向けた総合的な対策の推進

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（通称「こども性暴力防止法」）

- ▶ 本制度を起点としこども性暴力防止に向けた環境整備
- ▶ こども家庭庁が中心となって政府全体・関係業界を挙げて総合的な対策を推進

学校設置者等及び民間教育保育等事業者について

学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者
民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者

塾などの民間事業者を含め広く事業者の責務を明確化

学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）
 - ・ 教員等及び教育保育等従事者による 児童対象性暴力等の防止 に努める
 - ・ 児童対象性暴力等の 被害児童等を適切に保護 する
- 国（第3条第2項）
 - ・ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な 情報の提供、制度の整備 等の施策を実施

こどもの安全を確保するための措置

（学校設置者等、民間教育保育等事業者（認定事業者））

再犯対策のみならず9割を占める初犯対策・予防策を徹底する。

初犯対策

- (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置
 - ・ 教員等の 研修（第8条）
 - ・ 危険の早期把握のための児童等との 面談等（第5条第1項）
 - ・ 児童等が 相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項）
- (2) 被害が疑われる場合の措置
 - ・ 調査（第7条第1項）
 - ・ 被害児童の 保護（第7条第2項）

再犯対策

- (3) 対象となる 性犯罪前科の有無の確認（第4条）
現職者も3年以内確認（第4条第3項）

性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。（第6条）

※（3）性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。
防止措置の内容については、ガイドライン等を検討

安全確保措置の指導・監督 学校設置者等：各所管法令の中で規定

認定事業者：国（こども家庭庁）。認定取消・公表も含む

施行期日：公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日。施行後3年を目途とした見直し・検討規定あり。

こども・若者の性被害防止のための総合的対策

- 「子供の性被害防止プラン2022」「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を着実に実行するとともに、政府一丸となり、こども・若者の性被害防止対策を進めるため、①加害の防止、②相談・被害申告をしやすくする、③被害者支援、④治療・更生、の4つの観点から、関係府省庁で連携して、取り組むべき総合的な対策を新たにとりまとめ

各制度の相互補完

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律又は児童福祉法に基づく児童生徒性暴力等を行った教育職員や保育士の資格管理の厳格化と相まって、効果的にこどもの安全を確保

対象「事業」の範囲等

対象事業の範囲の考え方

こどもの未熟さ等に乗じた性犯罪を防ぐため、事業の性質が、以下の要件を満たすものを対象範囲として検討。

- ①支配性 (こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと)
- ②継続性 (時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと)
- ③閉鎖性 (親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること)

対象事業の例

学校設置者等 (義務)

対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業

- 学校教育法上の設置・認可の対象となっているもの
 - ・学校 (幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校)
 - ・専修学校 (高等課程)
- 認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっているもの
 - ・認定こども園
 - ・児童福祉施設 (保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
 - ・児童相談所 (一時保護施設を含む)
 - ・指定障害児通所支援事業 (児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)
 - ・家庭的保育事業等 (家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)
 - ・乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

民間教育保育等事業者 (認定)

各種学校等、児童福祉法上の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれないもの等については、認定制度 (義務の対象となる事業者が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして認定) を設けてその対象とする

- 学校教育法に規定される専修学校 (一般課程。簿記学校、製菓学校等) 及び各種学校 (准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等)
 - 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業 (高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等を想定)
 - 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等
 - ・放課後児童クラブ等
 - ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て短期支援事業
 - ・認可外保育施設
 - ・児童自立生活援助事業 ・小規模住居型児童養育事業
 - ・妊産婦等生活援助事業 ・児童育成支援拠点事業 ・意見表明等支援事業
 - 障害者総合支援法上に規定されるもの (障害児を対象とするもの)
 - ・居宅介護事業 ・同行援護事業 ・行動援護事業
 - ・短期入所事業 ・重度障害者等包括支援事業
 - 民間教育事業 (児童に技芸又は知識の教授を行うもの。一定の要件を設定 (※))
 - ・学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール 等
- ※ 「対面指導」「習得するための標準期間が6か月以上」「事業者が用意する場所」「技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上」を検討。

認定の表示・利用促進等

- ・認定を受けた事業者であることが利用者に分かるよう、国が公表。
- ・事業者は認定を受けた旨を表示できることとする。

※そのほか、利用者に対して認定事業者の公表・表示について十分に周知するとともに、所管省庁等が連携して事業者による認定の取得を促進 7

児童福祉司の任用資格要件が 得られる「指定施設」の範囲の 拡充等について

(1) 児童福祉司の任用資格要件が得られる「指定施設」の範囲の拡充について

「指定施設」の範囲の拡充の概要

- ・児童福祉司の任用資格要件は児童福祉法13条で定められているが、任用資格要件の一部において指定施設における実務経験を求めている。
- ・指定施設の範囲は、(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び厚生労働省通知、(2) 精神保健福祉士法施行規則及び厚生労働省通知、(3) こども家庭庁支援局長通知で定められている。
- ・(3) こども家庭庁支援局長通知では、保育所と自治体の児童家庭相談業務を行う部署のみが定められていたが、こども家庭福祉関連施設・事業の量が拡充され、こどもや保護者への相談援助業務の経験を積みうる現場が拡大してきたことを踏まえ、「指定施設」の範囲を見直した。

自治体へのご依頼事項

- ・児童福祉司の任用においては、指定施設の範囲の拡充の趣旨を踏まえ、こども家庭福祉分野の幅広い実務経験を有する者の中からより有為な人材の任用に結びつけていただきたい。

児童福祉司任用資格に関する指定施設の範囲の拡大

指定施設を定めた法令・通知

○児童福祉法施行規則

第5条の3 法第13条第3項第3号に規定する内閣府令で定める施設（次条において「指定施設」という。）は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第4号の厚生労働省令で定める施設
- 二 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第4号の厚生労働省令で定める施設（前号に掲げる施設を除く。）
- 三 前2号に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設

社会福祉士及び介護福祉士法
施行規則及び厚生労働省通知

2024年7月改正通知発出

精神保健福祉士法施行規則
及び厚生労働省通知

2024年7月改正通知発出

こども家庭庁支援局長通知

2024年8月改正通知発出

こども家庭庁支援局長通知の改正内容

○「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」

（平成17年2月25日雇児発第0225003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

【改正前】

- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・都道府県及び市町村（特別区含む。）
（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）

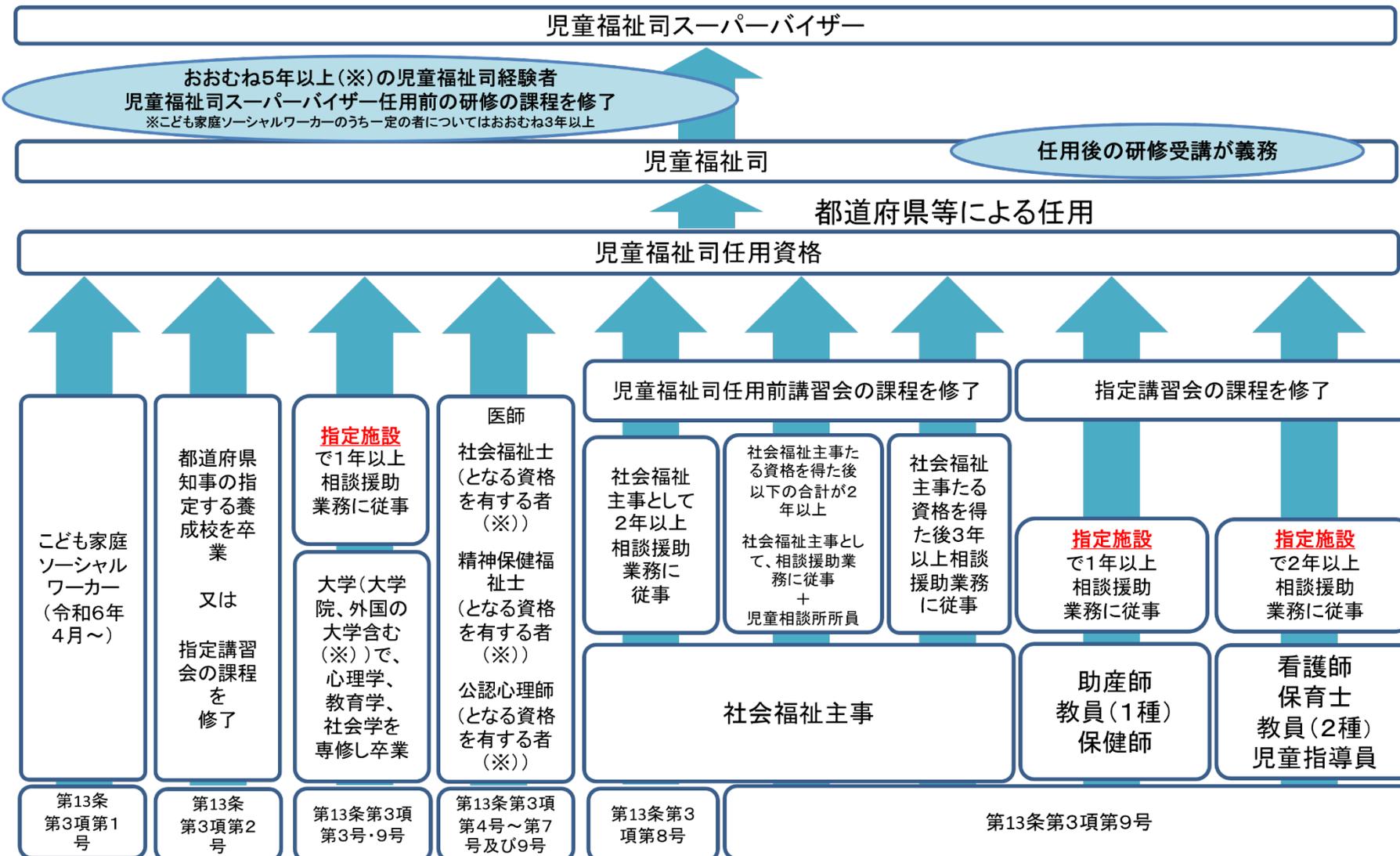
こども家庭福祉関連施設・事業の量が拡充され、こどもや保護者への相談援助業務の経験を積みうる現場が拡大してきたことを踏まえ、「指定施設」の範囲を見直し、こども家庭福祉分野の幅広い実務経験を有する者の中からより有為な人材の任用に結びつける。

【改正後】

- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・都道府県及び市町村（特別区含む。）
（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）
- ・放課後児童健全育成事業を行っている事業所
- ・一時預かり事業を行っている事業所
- ・小規模住居型児童養育事業を行っている事業所
- ・家庭的保育事業を行っている事業所
- ・小規模保育事業を行っている事業所
- ・居宅訪問型保育事業を行っている事業所
- ・事業所内保育事業を行っている事業所
- ・病児保育事業を行っている事業所
- ・認定こども園
- ・一時保護施設
- ・親子関係形成支援事業を行っている事業所
- ・その他の指定施設において児童又はその保護者への児童の福祉に関する相談に応じ、助言指導その他の援助を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を行う業務（児童の福祉に係る相談援助業務）を行っている職員

※この他のこども関係の施設について、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則、精神保健福祉士法施行規則又は厚生労働省通知に含まれている施設もある

児童福祉司の任用資格要件取得課程



(※)・・・第13条第3項第9号に該当。

(2) こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得促進について

こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得促進について

- 令和6年4月よりこども家庭ソーシャルワーカーが児童福祉司の任用資格要件の一つに加わっている。
- こども家庭ソーシャルワーカーは、養成のための研修を経て取得できるが、研修受講者の募集が開始されており、今年度末に最初の試験が実施される。
- こども家庭庁では、研修受講費等の補助等の資格取得促進のための財政的な支援（取得促進事業）を行っている。

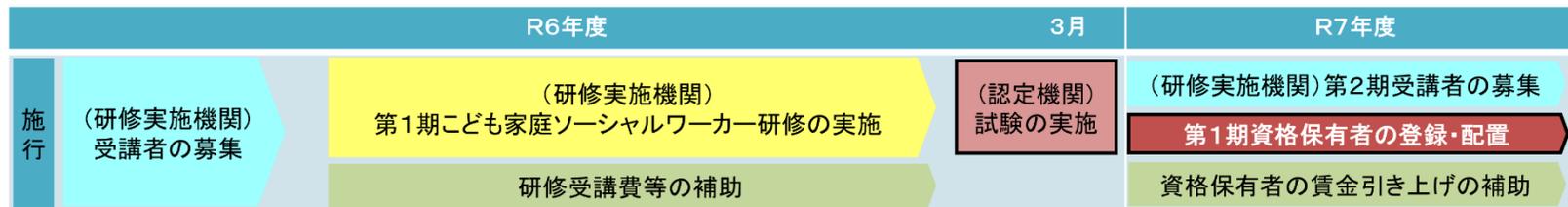
自治体へのご依頼事項

- 職員の人材育成の一貫として、こども家庭ソーシャルワーカー研修の積極的な受講の促進を図っていただきたい。その際は、取得促進事業をご活用いただきたい。
- こども家庭ソーシャルワーカー研修の開始にあたり、研修受講者の所属機関の方には、受講者の勤務シフト上の配慮等、研修受講環境の整備にご協力をお願いしたい。

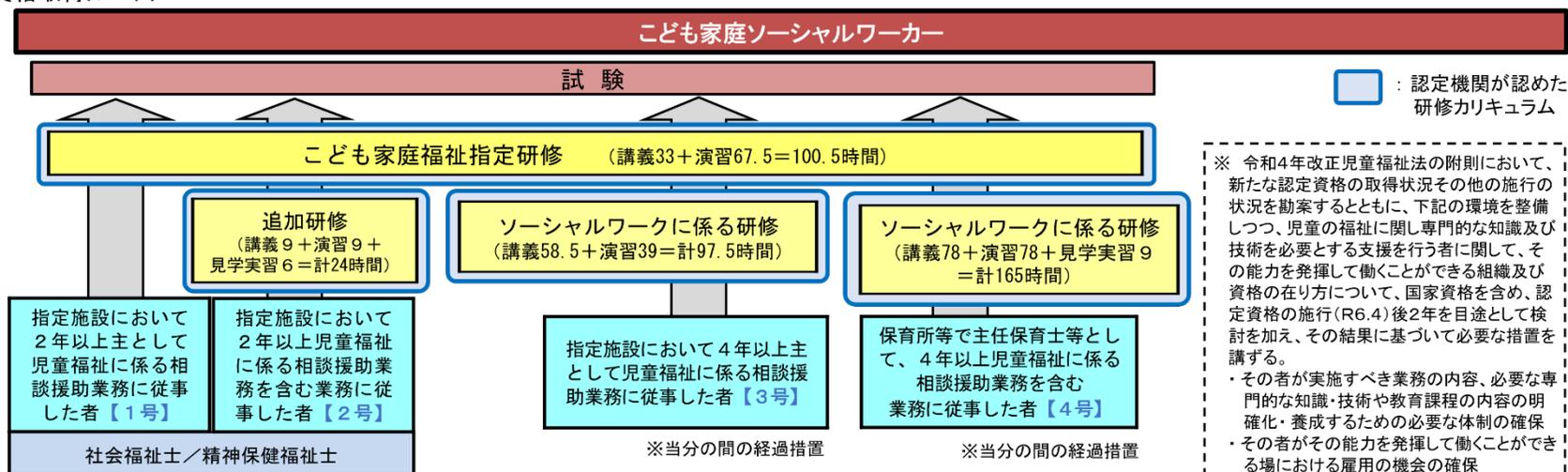
児童福祉司任用要件の1つである こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の概要

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、令和6年4月より、国の基準を満たした認定機関(※)が認定した**研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)**を導入。 ※一般財団法人日本ソーシャルワークセンター
- 受講者には、こども家庭福祉の現場(児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等)で働いている者など、一定の実務経験を求めており、研修に参加しやすいよう、講義等をオンラインで受講できることとしているほか、研修受講費や賃金引き上げ等に対して補助を行う事業を実施。
- こども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所の児童福祉司・市町村こども家庭センターの統括支援員・地域子育て相談機関の職員・スクールソーシャルワーカーといったこども家庭福祉の職種の要件の1つに位置づけられている。**研修の受講を通じて現任者等が資質の向上を図り、質の高い支援を実施できる人材が幅広い現場で活躍することを目指す。**

<スケジュール>



<資格取得ルート>



こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところ、取得促進のための方策を検討することが必要。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助

児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。

② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助

こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

③-a 資格取得者の配置に対する手当の補助（補助金での対応）

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置する場合に、当該職員に係る手当の補助を行う。

③-b 資格取得者の配置に対する手当の補助（措置費での対応）

児童養護施設等や一時保護所に資格を有する職員を配置する場合の措置費として、当該職員に係る加算（手当）を設ける。

3 実施主体等

【実施主体】

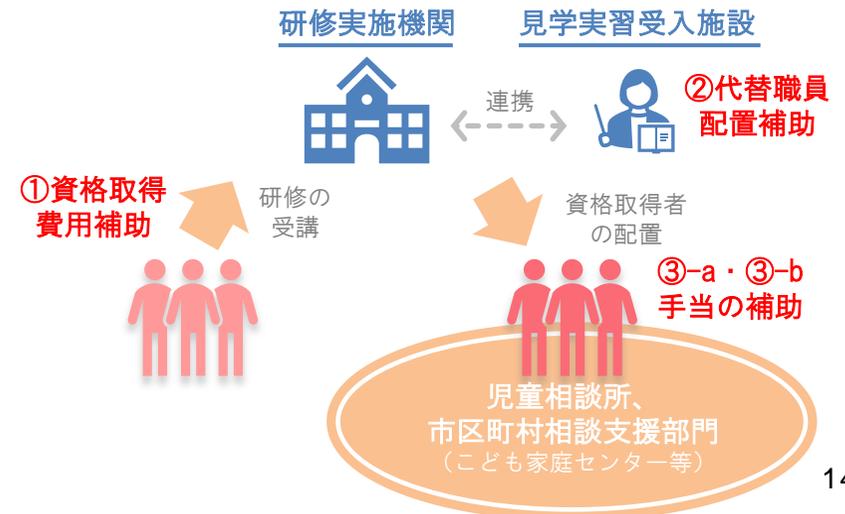
- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- ③-a 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ③-b 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等

【補助基準額】①（受講ルートにより異なる）

- ② 1日あたり8,620円
- ③-a 240千円
- ③-b 292千円（措置費の加算単価）

【補助率】

- ① 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/3
- ② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
- ③-a 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- ③-b 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2 もしくは 国：1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4



令和6年度におけるこども家庭ソーシャルワーカー養成スケジュール

2024.7月 研修実施機関の決定（右表参照）

- ▶ 各研修実施機関において随時、受講者の募集等を開始（オンラインでの受講が可能）

9月 研修実施機関の追加決定

- ▶ 追加された研修実施機関は、日本ソーシャルワークセンター こども家庭ソーシャルワーカー認定資格特設サイト（<https://kodomo.jswc.or.jp/>）において公表
- ▶ 今年度の試験の受験が可能

2025.3.9. 認定試験（法政大学市ヶ谷キャンパス）

- ▶ こども家庭ソーシャルワーカー第1期生の誕生

研修実施機関の名称	研修（種別）	定員	研修期間
株式会社さくら	指定研修	40	2024/11/1～2024/12/14
	追加研修	20	2024/10/5～2024/10/27
	ソーシャルワーク研修	20	2024/8/3～2024/9/30
学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校	指定研修	40	2024/10/1～2025/1/31
	追加研修	40	2024/10/1～2024/11/3
学校法人草苑学園 草苑保育専門学校	指定研修	40	2024/10/3～2024/12/26
筑紫女学園大学	追加研修	20	2024/11/24～2024/12/22
一般社団法人日本 ウエルフェアサービス協 会	指定研修	20	2024/8/3～2024/9/28
	指定研修	20	2024/9/7～2024/11/2
	指定研修	20	2024/8/4～2024/9/29
	指定研修	20	2024/9/1～2024/10/27
	指定研修	20	2024/8/9～2024/9/30
	指定研修	20	2024/9/2～2024/10/14
	追加研修	20	2024/11/3～2025/2/16
	ソーシャルワーク研修	20	2024/11/3～2025/2/16
日本福祉大学	指定研修	40	2024/9/17～2024/12/26
	指定研修	40	2024/9/17～2024/12/26
	追加研修	20	2024/11/1～2024/12/26
	ソーシャルワーク研修	40	2024/9/17～2024/12/26
早稲田大学 人間科学学術院	指定研修	40	2024/9/1～2025/1/31
	指定研修	40	2024/9/1～2025/1/31
	指定研修	40	2024/9/1～2025/1/31
	指定研修	40	2024/9/1～2025/1/31

児童相談所長の要件に係る児童福祉法施行規則の改正について

現状・背景

- 児童相談所長は、児童福祉法・児童福祉法施行規則において、国家資格の保有を中心とした要件が定められている。
- 児童相談所長には、児童福祉の現場での経験に加え、児童相談所全体のマネジメントを行う能力も求められるところであり、児童虐待の相談援助業務に対する指導的立場の経験等から所長の資質を備えたより有為な人材を登用していくため、今後の児童相談所の増設予定等も踏まえつつ、児童相談所長の要件の追加することとした。

改正の概要

- 児童相談所長の要件を規定する児童福祉法施行規則第2条に「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所における児童虐待に係る相談援助業務（児童虐待に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。）の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行う業務に二年以上従事し、かつ、児童の福祉その他の福祉に関する業務に五年以上従事した者であつて、都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めるもの」を追加した。（令和7年4月1日施行）

※施行通知は追ってお示しする予定。

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 社会福祉士

四 精神保健福祉士

五 公認心理師

六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの

○児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号） ※赤字を追加

第二条 法第十二条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

二 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

三 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。）

五 精神保健福祉士となる資格を有する者（法第十二条の三第二項第四号に規定する者を除く。）

六 公認心理師となる資格を有する者（法第十二条の三第二項第五号に規定する者を除く。）

七 児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者

イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間

ロ 児童相談所の所員として勤務した期間

ハ 児童福祉司として勤務した期間

ニ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長として勤務した期間

ホ 児童福祉施設の長として勤務した期間

ヘ 児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）の役員として勤務した期間

八 社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからへまでに掲げる期間の合計が四年以上である者

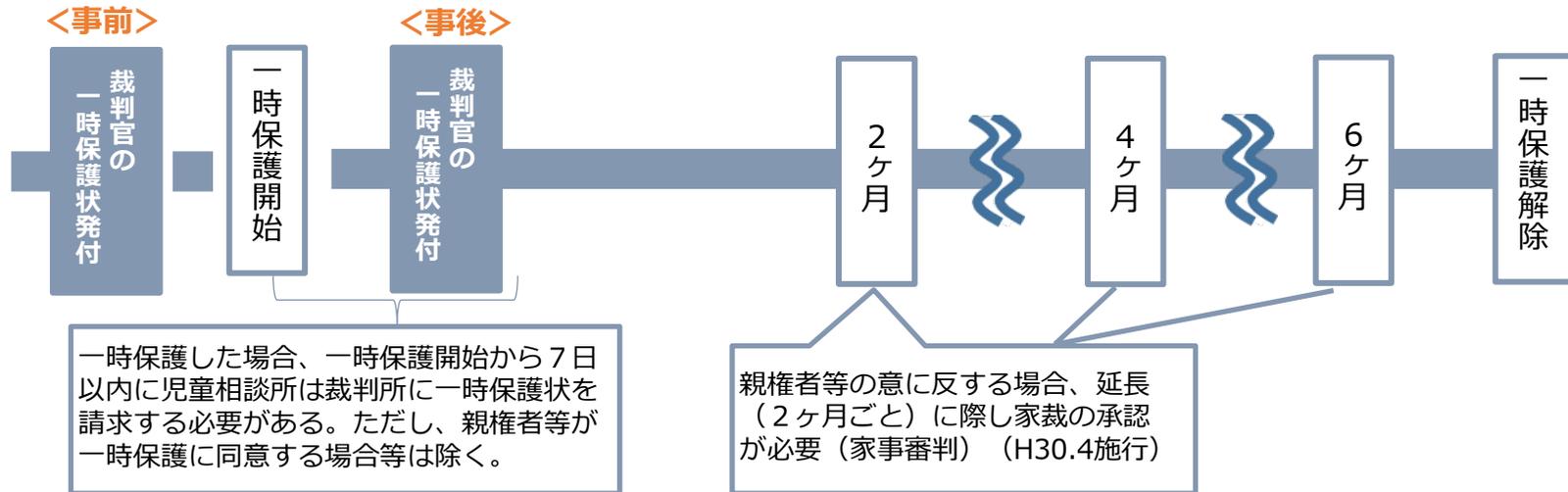
九 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所における児童虐待に係る相談援助業務（児童虐待に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。）の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行う業務に二年以上従事し、かつ、児童の福祉その他の福祉に関する業務に五年以上従事した者であつて、都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めるもの

一時保護時の司法審査の 検討状況について

一時保護時の司法審査等

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）



一時保護時の司法審査に関する実務者作業チームについて

- 令和4年6月に成立した児童福祉法改正法において、**一時保護の開始時の司法審査を導入（令和7年6月1日施行）**。社会保障審議会児童部会社会的養育委員会報告書において、施行までに、その運用や実務の詳細について、法律実務に携わる者など、**実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて検討すべき**と指摘。
- このため、厚生労働省において、**作業チームを令和4年8月末から設置し、一時保護時の司法審査の運用及び実務の詳細等**について、実務的な観点から議論することとする。

（令和5年度検討会委員）

※法務省、最高裁事務総局はオブザーバーとして参加 ※敬称略、五十音

自治体 関係	法曹実務者 関係	学識等 関係
<ul style="list-style-type: none"> ・大浦 俊哉（東京都福祉保健局担当部長〈児童相談センター人材企画担当課長事務取扱〉） ・河島 貴子（世田谷区児童相談所所長） ・大久保 法彦（滋賀県中央子ども家庭相談センター所長 兼 健康医療福祉部管理監） ・薬師寺 順子（大阪府中央子ども家庭センター所長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤 康憲（東京家庭裁判所 判事） ・橋本 佳子（名古屋市中央児童相談所 主幹、弁護士） ・浜田 真樹（浜田・木村法律事務所 弁護士） 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿 はる美（一橋大学大学院法学研究科 准教授） ・中村 みどり（Children's View & Voices 副代表） ◎橋本 和明（国際医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻教授） ○吉田 恒雄（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長）
計4名	計3名	計4名

⇒ 令和6年1月「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」を公表

一時保護の要件について

1. 改正後児童福祉法

<改正後>

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、(略) 児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

<改正前>

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、(略) 児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2. 「内閣府令（児童福祉法施行規則）で定める場合」の条文案

※令和6年1月公表の「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」においてお示ししたもの

第三十四条の四 法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とし、この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又はアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を行うことを含む。）を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。

- 一 児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定めるときを含む。）
- 二 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合
- 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合
 - イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
 - ロ 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の~~22~~生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

一時保護状請求の流れ（イメージ）

一時保護の理由（内閣府令該当性＋一時保護の必要性）の検討

一時保護の開始

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

一時保護状の請求（事後請求）

一時保護状の発付

7
日
以
内

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

一時保護状の請求（事前請求）

一時保護状の発付

一時保護の開始

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の主なポイント①

※令和6年1月、マニュアル（案）として公表したもの。なお、令和6年秋頃にマニュアルとして正式に発出する予定。（マニュアルとして正式に発出するまでに、各自治体の意見等を踏まえ、マニュアル（案）の内容に修正が加わることがある。）

第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査）の概要

第2章 一時保護の要件

1 趣旨

2 一時保護を行うことができる場合

- 児童相談所長が一時保護を行うには、①内閣府令該当性 + ②一時保護の必要性があることが要件となる（改正後法第33条第1項及び第2項）。
- なお、裁判官は、①内閣府令該当性が満たされていれば、明らかに②一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付（同第4項）。

3 内閣府令について（児童福祉法施行規則第34条の4）

○ 第1号（児童虐待の場合等）

- 児童虐待の危険から児童を保護し、その安全の確保及び健全な発達を図るため、一時保護の対象として規定。
- 「児童虐待を受けた」場合だけでなく、「児童虐待を受けたおそれ」がある場合及び「児童虐待を受けるおそれ」がある場合も対象。

○ 第2号（少年法送致又は警察通告の場合）

- 少年法送致又は警察通告を受けた場合は、警察からの情報に基づき調査や情報把握をする必要のあるケースが多いため、一時保護の対象として規定。

○ 第3号（自己又は他人への危害の場合等）

- 児童の安全と健全な発達を図り、必要な調査を行うため、一時保護の対象として規定。
- 自己又は他人に「危害を生じさせた」場合だけでなく、「危害を生じさせたおそれ」がある場合及び「危害を生じさせるおそれ」がある場合も対象。

○ 第4号（児童による保護の求め等の場合）

- 児童自身が保護を求めることは、児童にとって深刻な状況が生じているというべきであることから、一時保護の対象として規定。
- 児童の年齢や発達の程度等を考慮し、保護の求めに相当する意見・意向（意思というまでには至らない志向、気持ち）が表明された場合も対象。

○ 第5号（保護者不在又は住居不定の場合等）

- 児童に保護者や住居がない場合に、安全・安心な場所を提供し心身の安定を図れるよう、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。
- 児童の住居が不明の場合には、その養育環境等について把握・調査等をするため、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。

○ 第6号（保護者による保護の求め等の場合）

- 保護者（施設長や里親等を含む。）が保護を求める場合は、育児不安や措置先での児童の不応等がうかがわれることから、児童をその養育環境から一時的に分離して背景事情の把握等を行う必要があるため、一時保護の対象として規定（保護の求めに相当する意見が表明された場合も含む。）。

○ 第7号（その他重大な危害が生じるおそれの場合）

- 第1号～第6号までの類型では対応できないものが今後生じ得る場合に備えて規定。

4 一時保護の必要性

- 児童相談所長は、①内閣府令該当性を前提として、②一時保護の必要性があるか否かについて、各事案に応じて適切に判断することが重要。

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の主なポイント②

※令和6年1月、マニュアル（案）として公表したもの。なお、令和6年秋頃にマニュアルとして正式に発出する予定。（マニュアルとして正式に発出するまでに、各自治体の意見等を踏まえ、マニュアル（案）の内容に修正が加わることがある。）

第3章 一時保護状の請求手続

1 一時保護状の請求が必要となる場合

- ①一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合、②児童に親権者等がない場合、③一時保護を開始した日から起算して7日以内（初日を含む。）に解除した場合を除き、一時保護状の請求が必要（改正後法第33条第3項）。
- 親権者等が数人あるときはその全員の同意を要する。一部の親権者等から同意を得られない場合のほか、一部の親権者等と連絡がとれずその同意が確認できないような場合には、親権者等の同意があるとはいえないから、請求期限までに一時保護状を請求しなければならないことに留意。

2 一時保護状の請求に係る基本的事項

- 請求者、一時保護時の司法審査の対象となる児童、請求時期（事後請求・事前請求）、一時保護の開始日、請求先、請求の方式など

3 一時保護状の請求に向けた具体的手続（児童相談所における事務手続の流れを想定）

- 児童と親権者等の特定
 - 一時保護の対象となる児童は、戸籍謄本、住民票、これらが用意できない場合にあってはその他の公的書類（療育手帳、母子手帳等）により特定。
 - 親権者等は、戸籍謄本（外国人の場合は戸籍謄本に代わるものとして親権を有する旨の記載がある公的書類）により特定。事後請求の場合に、7日以内に戸籍謄本を取得できない、外国人につき本国での身分関係の調査が完了しないなどのときには、親権者等を確認できない場合として（同意があるとはいえないとして）、一時保護状の請求を行う必要。
- 親権者等に対する説明
 - 一時保護の理由、目的、一時保護時の司法審査の手続概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等について、できる限り丁寧に説明（ただし、DV事案等で加害者とされる親権者等に対し連絡しなかった場合は、親権者等の同意があるとはいえないとして一時保護状を請求すること。）。
- 親権者等の同意の確認
 - 一時保護を行うことについて可能な限り親権者等の同意を確認する。同意がない場合だけでなく、同意が判然としない場合（同意があるか分からない場合）、同意の真意性に疑義がある場合などは、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を検討。
 - 親権者等の同意の確認は原則として書面で行う。ただし、一定の場合（親権者等が遠方、多忙等により来所や郵便等での確認が困難な場合、親権者等の身体に障害があり署名が困難な場合など）には、口頭による確認も排除されない。
- 親権者等の意見を裁判官に伝達する方法
 - 児相が親権者等の意見を聴取して適宜の書類にまとめて裁判官に提供することを基本。
 - 親権者等自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。
- 児童の意見又は意向の確認、児童の意見又は意向を裁判官に伝達する方法
 - 一時保護に当たって実施する意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により児相が把握した児童の意見又は意向を裁判官に提供。
 - 児童自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の主なポイント③

※令和6年1月、マニュアル（案）として公表したもの。なお、令和6年秋頃にマニュアルとして正式に発出する予定。（マニュアルとして正式に発出するまでに、各自治体の意見等を踏まえ、マニュアル（案）の内容に修正が加わることがある。）

第3章 一時保護状の請求手続（前頁からの続き）

- 提供資料の準備（関係機関等と連携した資料等の収集）
 - ・ 各児相が保有する**既存の児童記録、その抜粋又は児童記録の内容を要約したもの**を提供する方法を基本。
 - ・ 一時保護状の請求に当たっては、一時保護の要件の充足性を示す事実関係、児童の意見等や親権者等の意見、それらを踏まえた児相の所見（内閣府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由）をまとめた簡単な「**総括書面**」を作成。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
 - ・ 児相が裁判所に出した一時保護状の請求に係る事件記録は、裁判所から児童や親権者等に送付されることはなく、審査終了後、児相に返還される。また、裁判所において児童や親権者等の事件記録の閲覧謄写を予定した規定はなく、児相への返還後、児相において開示請求に対応することとなる。
 - ・ 資料の収集等においては、**関係機関と連携し、資料又は情報の提供等の必要な協力を受けること**（改正後法第33条の3の2）。
- 一時保護状請求書の記載事項等
 - ・ 一時保護状請求書の記載事項は**チェックリスト及び端的な記載欄を基本**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
- 各種事案の取扱い（きょうだい事案の取扱い、移管ケース、親権者等の同意が撤回された場合の対応など）

4 一時保護状の発付又は請求却下

- ・ 一時保護状の発付又は請求却下後は、裁判所において事件記録の返還を受け、一時保護状が発付された場合は一時保護状を受領。
- ・ 児童及び親権者等に対しては一時保護時の司法審査の結果等につき適切な説明を行う。請求が却下された場合（不服申立てをしない場合）は意見聴取等措置後、速やかに一時保護を解除。

第4章 不服申立手続

1 不服申立ての要件

- ・ 不服申立てでは、①内閣府令該当性、②一時保護の必要性、③一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときが要件となる。③の要件については、外形上の行為や被害の重大性だけでなく、**養育環境下に戻る事が児童の心身に与える影響からも検討すること**。

2 不服申立手続に係る基本的事項

- ・ 請求者、請求時期（一時保護状の請求却下の裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り行うことができる）、請求先、請求の方式など

3 不服申立ての具体的手続

- ・ 原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、当初の一時保護状の請求時には未判明だった事実が新たに判明した場合や取得できていなかった資料を新たに取得した場合などにはこれらによる主張の補充を行うことも考えられる。
- ・ 不服申立ての各要件について、事案の概要を踏まえ、**児相の所見・評価を文章形式で記載**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。

第5章 夜間・休日の対応

- ・ 一時保護状の請求は**平日の裁判所開庁時間中に行われるのが基本だが、やむを得ず夜間・休日に請求する場合はあらかじめ請求先裁判所に連絡の上で請求を行う**。夜間・休日には請求先が異なる可能性があることに留意。**26** 請求期限末日が土日・祝日・年末年始となる場合も同日までに請求を要する。

1. 実施の趣旨・目的

① 児童相談所の人員体制強化に係る検討

- 一時保護時の司法審査の導入（令和7年6月施行）により、児童相談所において新たに増加すると見込まれる一時保護状の請求に向けた事務負担・作業量等を適切に把握し、児童福祉司、法務担当事務職員等について、児童相談所の人員体制強化に係る検討を行う。

（※）令和4年12月の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和7年の一時保護時の司法審査の導入に向け、必要に応じて見直し、児童相談所の体制強化を図ることとしていることなどを踏まえ、必要な検討を行う。

② 「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の試行・検討

- 一時保護時の司法審査（令和7年6月施行）の導入に向け、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」について、実務的な観点から試行・検討を行う。

⇒ 試行運用を通じて明らかとなった実務上の課題等については、令和6年秋頃に予定している同マニュアルの確定に向けて、マニュアル（案）の記載内容の見直し、追加の検討等を行う。

2. 具体的な実施内容

- 令和6年3月～同年5月にかけて、全国の複数の自治体に協力を得て、当該自治体内で進行している複数の実際の事案について、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」に沿った対応を試行的に実践してもらう。
 - 具体的には、一時保護状の請求を行うまでの流れを踏まえ、以下のような対応を試行的に行う。
 - 一時保護の要件（府令該当性及び一時保護の必要性）の検討
 - 児童及び親権者等の人定資料の取得・確認
 - 児童の意見又は意向の確認
 - 児童及び親権者等への説明、親権者等の同意及び意見の確認
 - 一時保護の要件を裏付ける資料の取得
 - 一時保護状請求書その他の裁判所提出資料の作成・準備

(※) ただし、児童や親権者等への説明は現行制度のもので実施。

(※) 事後請求の場合は、一時保護状の請求までの7日間の時間制限を踏まえて実施。
 - 実際のケースワークを通じて生じた実務上の課題、一時保護状の請求のために要した事務作業の時間・人員等について各自治体から報告を受ける。
- ⇒ 児童相談所の人員体制強化に係る検討及び「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」の試行・検討を図る。

施行に向けた状況及び今後の予定

- 令和6年1月～同年3月：全国の自治体に「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」の意見照会を実施
（試行運用対象自治体については、試行運用の実施を踏まえ、～令和6年4月下旬に実施）
⇒主なご意見等のうち対応可能なものについては、マニュアル及びQ & A等への反映を検討
- 令和6年3月～同年5月：一時保護時の司法審査に係る試行運用を実施（公募の上決定した全国18自治体）
- 令和6年6月～（順次）：施行に向け、各地の裁判所と自治体の児童福祉主管課との間で、一時保護状の請求手続に関する裁判実務の運用について協議開始

協議事項の例

一時保護状の請求先裁判所への具体的な請求手続（添付資料の取扱い、資料提供時の注意点、資料の追完方法等）、審査後の書面の授受等、一時保護状却下の裁判に対する取消請求（不服申立て）時の対応 等が想定される。

- 令和6年秋頃：「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」確定
内閣府令改正
一時保護時の司法審査に係る試行運用の結果公表
- 令和6年冬頃：施行に向けたQ & Aの発出等
- 令和7年6月1日：施行

こども家庭センターの設置・機能強化 及び児童相談所による市町村への 支援充実に向けて

こども家庭センターの設置状況等について

令和6年5月1日時点の全国の市区町村 1,741 自治体における「こども家庭センター」の設置状況等の調査結果（別添）をお知らせします。

主な調査結果

○ 設置済の市区町村 876 自治体 (50.3%)

未設置の市区町村 865 自治体 (49.7%)

※ () 内は全国の市区町村数 1,741 自治体に対する割合

○ 設置済の箇所数 1,015 箇所 (全国)

※ 複数箇所設置した自治体あり（政令指定都市の行政区など）

○ 設置済自治体(市区町村)の割合(※)が高い都道府県

※ 当該都道府県内の市区町村数に対する設置済市区町村数の割合

福岡県 98.3% 富山県 80.0% 石川県 78.9% 島根県 78.9%

(参考) こども家庭センター

「こども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされている。

令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等において全国展開を図ることとされている。

【照会先】

こども家庭庁支援局虐待防止対策課
福井/星野/伊藤
TEL: 03-6859-0103
E-Mail: jidounetwork@cfa.go.jp

こども家庭センターの設置状況等について
(令和6年5月1日時点)

1 設置状況

(1) こども家庭センターを設置済の市区町村数 **876 自治体** (全国の 50.3%)

全国の自治体数	設置済の自治体	未設置の自治体
1,741	876	865
	50.3%	49.7%

(内訳) 1箇所設置の市区町村 852 自治体
複数箇所設置の市区町村 24 自治体
(行政区ごとに設置する政令指定都市等)

(内訳) 市区町村の人口規模別

人口	自治体数	自治体数		割合		設置済の箇所数
		設置済	未設置	設置済	未設置	
1万人未満	531	117	414	22.0%	78.0%	117
1万人以上10万人未満	927	536	391	57.8%	42.2%	536
10万人以上30万人未満	197	157	40	79.7%	20.3%	158
30万人以上50万人未満	51	41	10	80.4%	19.6%	62
50万人以上100万人未満	24	16	8	66.7%	33.3%	53
100万人以上	11	9	2	81.8%	18.2%	89
合計	1,741	876	865	50.3%	49.7%	1,015

(2) 設置済のこども家庭センターの箇所数 **1,015 箇所**

(内訳) 児童福祉機能の類型別箇所数

類型	箇所数	割合	児童人口
小規模A型	536	52.8%	概ね0.9万人未満
小規模B型	210	20.7%	概ね0.9万人以上1.8万人未満
小規模C型	121	11.9%	概ね1.8万人以上2.7万人未満
中規模型	137	13.5%	概ね2.7万人以上7.2万人未満
大規模型	11	1.1%	概ね7.2万人以上
合計	1,015	100%	

(3) こども家庭センターを未設置の市区町村数 **865 自治体** (全国の 49.7%)

(内訳) 未設置の市区町村における設置予定

未設置の自治体数	令和6年度に設置予定	令和7年度に設置予定	令和8年度以降に設置予定	未定
865	56	274	49	486
	6.5%	31.7%	5.6%	56.2%

(4) 設置済自治体(市区町村)の割合 (都道府県別)

都道府県内の自治体数(市区町村数)に対する設置済自治体数(市区町村数)の割合

	都道府県名	自治体数	設置済の自治体数	未設置の自治体数	設置済自治体数の割合
1	北海道	179	28	151	15.6%
2	青森県	40	14	26	35.0%
3	岩手県	33	17	16	51.5%
4	宮城県	35	19	16	54.3%
5	秋田県	25	11	14	44.0%
6	山形県	35	27	8	77.1%
7	福島県	59	28	31	47.5%
8	茨城県	44	28	16	63.6%
9	栃木県	25	19	6	76.0%
10	群馬県	35	7	28	20.0%
11	埼玉県	63	47	16	74.6%
12	千葉県	54	23	31	42.6%
13	東京都	62	33	29	53.2%
14	神奈川県	33	21	12	63.6%
15	新潟県	30	16	14	53.3%
16	富山県	15	12	3	80.0%
17	石川県	19	15	4	78.9%
18	福井県	17	13	4	76.5%
19	山梨県	27	11	16	40.7%
20	長野県	77	33	44	42.9%
21	岐阜県	42	27	15	64.3%
22	静岡県	35	17	18	48.6%
23	愛知県	54	39	15	72.2%
24	三重県	29	15	14	51.7%
25	滋賀県	19	11	8	57.9%
26	京都府	26	14	12	53.8%
27	大阪府	43	26	17	60.5%
28	兵庫県	41	26	15	63.4%
29	奈良県	39	21	18	53.8%
30	和歌山県	30	13	17	43.3%
31	鳥取県	19	5	14	26.3%
32	島根県	19	15	4	78.9%
33	岡山県	27	10	17	37.0%
34	広島県	23	15	8	65.2%
35	山口県	19	8	11	42.1%
36	徳島県	24	9	15	37.5%
37	香川県	17	5	12	29.4%
38	愛媛県	20	8	12	40.0%
39	高知県	34	8	26	23.5%
40	福岡県	60	59	1	98.3%
41	佐賀県	20	4	16	20.0%
42	長崎県	21	13	8	61.9%
43	熊本県	45	35	10	77.8%
44	大分県	18	14	4	77.8%
45	宮崎県	26	13	13	50.0%
46	鹿児島県	43	10	33	23.3%
47	沖縄県	41	14	27	34.1%
	全国合計	1,741	876	865	50.3%

2 統括支援員の配置状況

(1) 任用要件別の配置状況

	要件ア	要件イ	要件ウ	合計
人数	803	116	118	1,037
割合	77.4%	11.2%	11.4%	100%

※こども家庭センター1か所に統括支援員を2名以上配置したと回答した自治体があるため、合計人数は設置箇所数(1,015)と一致しない。

(参考) 統括支援員

母子保健と児童福祉の適切な連携協力による一体的支援を促すため、こども家庭センター内の職員に必要な助言・指導を行うなど、実務面のリーダーシップを執って、母子保健と児童福祉の両部門にまたがるマネジメントを行う職員として、こども家庭センター1か所あたり1名配置することとしている。

【統括支援員の任用要件等】 ([こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p11~12)

- ・統括支援員は、こども家庭センター1か所あたり1名配置する(児童人口が少ない市町村等、自治体の実情に応じてこども家庭センター長が統括支援員を兼務することができる)こととされている。
- ・統括支援員の要件は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者であり、かつ、一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修(基礎研修 ※1)を受講した者とする。

- ア** 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格(※2)を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
- イ** 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方(又はいずれか)において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
- ウ** その他、市町村において上記と同等と認められた者

※1 基礎研修は、当面、国の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」の中で、オンデマンド研修を実施する。当該研修の受講は、原則、統括支援員として着任後3か月程度内に受講する。また、当該研修に加え、都道府県において実情に応じて開催される統括支援員の資質向上のための実務研修(※3)を受講することが望ましい。

※2 資格の詳細については「こども家庭センターガイドライン」参考資料2(1)を参照([こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p186~188)

※3 実務研修は、統括支援員としての具体的なマネジメントスキルが期待される事例に関する演習型の研修や、統括支援員が互いの業務上の困りごとの共有や情報交換の場として年1回程度都道府県の実情に応じ開催することが望ましい。

(2) 任用要件別の資格・経験等

ア 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者：**803人**

(資格の内訳)

	保健師	社会福祉士	こども家庭ソーシャルワーカー	助産師	看護師	精神保健福祉士	医師	公認心理師	保育士	教員免許を有する者	その他	合計
人数	626	74	0	0	8	1	0	7	53	20	14	803
割合	78.0%	9.2%	0.0%	0.0%	1.0%	0.1%	0.0%	0.9%	6.6%	2.5%	1.7%	100%

(経験の内訳)

	母子保健業務と児童福祉業務の両方を経験	母子保健業務を経験	児童福祉業務を経験	合計
人数	319	335	149	803
割合	39.7%	41.7%	18.6%	100%

イ 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者：**116人**

(経験の内訳)

	母子保健業務と児童福祉業務の両方を経験	母子保健業務を経験	児童福祉業務を経験	合計
人数	20	7	89	116
割合	17.2%	6.0%	76.7%	100%

ウ その他、市町村において上記と同等と認めた者：**118人**

(同等と認めた業務経験等)

- ・ 教育に関する業務経験
- ・ 福祉に関する業務経験
- ・ 児童福祉の相談に関する業務経験
- ・ 社会福祉士の資格保有 など

(3) こども家庭センター長による兼任の有無

	専任	センター長 が兼任	合計
人数	867	170	1,037
割合	83.6%	16.4%	100%

専任：統括支援員が他の職を兼任せず、統括支援員の専任である

センター長が兼任：こども家庭センター長が統括支援員を兼任している

※こども家庭センター長は、母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であり、こども家庭センター1か所あたり1名配置する（小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる）こととしている。（[こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p10～11）

(4) 常勤・非常勤

	常勤	非常勤	合計
人数	1,019	18	1,037
割合	98.3%	1.7%	100%

(5) 業務マネジメントの範囲

統括支援員は、母子保健と児童福祉の適切な連携協力による一体的支援を促すため、母子保健と児童福祉の両部門にまたがるマネジメントを行う役割をもつ職員であるが、7.6%の自治体において、いずれか片方の機能のみをマネジメントしている状況にある。

	母子保健機能と 児童福祉機能の 両方をマネジメント	母子保健機能のみ をマネジメント	児童福祉機能のみ をマネジメント	合計
人数	958	19	60	1,037
割合	92.4%	1.8%	5.8%	100%

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
令和7年度概算要求額 2,431億円の内数+ 事項要求（2,208億円の内数）

事業の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

事業の概要

※従来の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

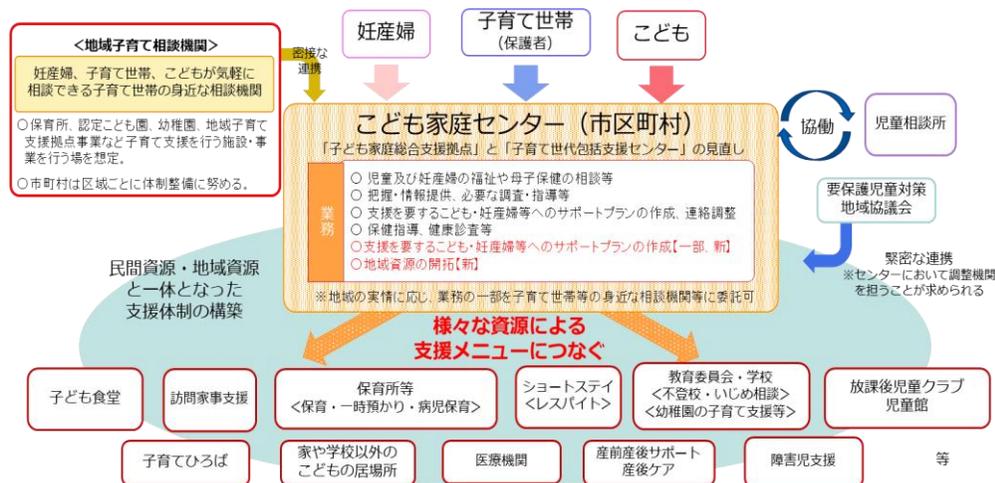
<業務内容>

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施

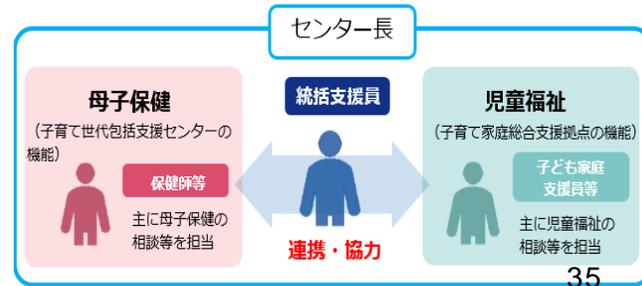
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施

- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成

- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



<こども家庭センターにおける一体的支援>



実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、 都道府県：1/6、 市区町村：1/6

【補助基準額】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,324千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	14,331千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,994千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	11,834千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,491千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,337千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	3,771千円	小規模A型	9,205千円
小規模B型	9,700千円	小規模B型	15,134千円
小規模C型	16,133千円	小規模C型	21,567千円
中規模型	21,588千円	中規模型	32,455千円
大規模型	40,091千円	大規模型	61,825千円
上乗せ配置単価	2,715千円（1人当たり）	上乗せ配置単価	常勤職員 5,646千円（1人当たり） 非常勤職員 2,715千円（1人当たり）

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円（1人当たり） 委託の場合 5,646千円（1人当たり）

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円（1人当たり） 委託の場合 5,646千円（1人当たり）

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、こども家庭センター1か所当たり1人とする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1市町村当たり 3,330千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されたこども家庭センターに配置する統括支援員その他の職員の研修に要する経費を補助する。

事業の概要

児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。

①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所専門性強化事業、⑧こども家庭センター専門性強化事業、⑨医療機関従事者研修、⑩研修専任コーディネーターの配置

実施主体等

【実施主体】

①～⑤、⑦、⑩：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥、⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

① 児童福祉司任用前講習3,157千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,157千円
③ 2,339千円（委託の場合217千円） ④ 3,052千円 ⑤ 2,339千円（委託の場合108千円）
⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
⑦ 1,668千円
※一時保護施設職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算
⑧ ア) 組織構築・マネジメント研修 496千円、イ) 統括支援員実務研修 496千円、ウ) 相談支援強化研修 993千円
⑨ 1,879千円 ⑩ 5,333千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

〈こども政策推進事業委託費〉令和7年度概算要求額 1.1億円（－億円）

事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村(全体の約5割)での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。

事業の概要

国から委託を受けた事業者が、以下①のほか、**都道府県と協働して②～⑤を実施**し、市町村こども家庭センターの設置と機能強化を促進する。

未設置の市町村

- ・どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいのか？
- ・既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか？
- ・同じくらいの人口規模で設置した自治体の例が知りたい

機能強化が必要な市町村

- ・合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいのか？
- ・サポートプランを家族と作って活用するには？他自治体の例は？
- ・家庭支援事業等をどのように構築して活用していけばいいのか？

設置の推進
(相談対応・研修等)

機能強化の推進
(相談対応・研修等)

都道府県

設置の制約や機能の状況をどのように把握し、市町村をどう支援するか？

協議
情報交換

都道府県と
協働して
②～⑤による
相談・支援を実施

国（受託事業者）

① 先進事例の集約・視覚化

アドバイザー確保

設置率の高い
都道府県の職員

有識者

設置済み市町村
の設置・運営担当者
機能が充実した市町村
の実践者等



② 未設置市町村の状況把握・課題分析

③ 課題分析や先進事例に基づく未設置市町村への相談対応・助言

④ 設置や各機能強化のためのアドバイザーによる助言・研修の提供

⑤ 人口規模が近い市町村同士が情報交換できる場や仕組みの創出

実施主体

【実施主体】民間事業者

【補助率】10/10

2024年（令和6年）7月23日

各 児童相談所長 殿

公益財団法人 こども財団
西日本こども研修センターあかし
センター長 藤林 武史

こども家庭センター支援事業
アドバイザーの派遣について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

西日本こども研修センターあかしは、自治体に対し、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げを支援するアドバイザーを派遣する取組を行ってまいりましたが、改正児童福祉法が施行され、子ども家庭総合支援拠点の意義や機能を維持した上で組織を見直した、こども家庭センターが設置されていくこととなります。

2024年度（令和6年度）は、「こども家庭センター支援事業」に名称、内容を改変しましたが、こども家庭センター設置促進、機能充実のための助言や講義等、都道府県及び市区町村の依頼内容に対応するアドバイザーの派遣については、連絡調整等の業務を継続してまいりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。（アドバイザー派遣のご利用については別紙1をご確認ください）

貴所内の市区町村に向けた当事業の周知につきましては、所管の都道府県等の児童福祉主管課にお願いしておりますが、貴児童相談所におかれましても、上記事業の目的・内容をご理解のうえ、管内市区町村職員対象の研修会等にお役立ていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

連絡先：西日本こども研修センターあかし

アドバイザー派遣担当 稲垣 浅川 奥野 三木

※こども家庭センター支援事業専用メールアドレスをご活用ください。

Eメール：kokasen@akashi-nkkc.jp

〒674-0068 兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1-4-7

TEL：078-920-9675

アドバイザー派遣の依頼方法等について

- ① 派遣を希望する市区町村（指定都市、中核市を除き、特別区を含む）が依頼内容を都道府県に連絡
- ② 都道府県（※）がセンターに対してメール（2024年度アドバイザー派遣依頼・報告様式）で派遣を依頼
- ③ 依頼内容を踏まえ、センターが候補となるアドバイザーと対応の可否を調整
- ④ センターから②で依頼を行った都道府県に対して調整結果を連絡
（対応可能である場合、センターから、アドバイザーの連絡先も含めて連絡）
- ⑤ 都道府県は、派遣を希望する市区町村に対して④で連絡を受けた内容を連絡
- ⑥ 派遣を希望する市区町村は、アドバイザーに連絡し、派遣内容の詳細を決定
→アドバイザーの旅費など、必要な費用は派遣を依頼した市区町村が負担するものとする。
- ⑦ 派遣実施
- ⑧ 派遣が行われた市区町村は、その内容等について、都道府県に報告
- ⑨ 都道府県は、⑧による派遣実施状況報告をセンターに対してメールで報告

（※）指定都市及び中核市は、都道府県と同様の取扱いとする。都道府県、指定都市及び中核市が派遣を希望する場合、⑤及び⑧は省略され、⑥の「市区町村」は「都道府県、指定都市、中核市」となる。

【「西日本こども研修センターあかし」のアドバイザー派遣事業関係連絡先】

電 話 番 号：078-920-9675

メールアドレス：kokasen@akashi-nkkc.jp

こども家庭センターの全国的な設置や機能強化を進めるため、こども家庭センターを中心とした市町村の体制及び業務の状況や課題、業務ごとの取組事例の把握を、今年度、下記2つの調査に分けて実施しますので、ご協力をお願いします。

※いずれも選択回答式（一部自由記述）のWebアンケートを予定

1. 市町村（こども家庭センター等）状況調査 予定：9月下旬発出～10月下旬〆切

目的 市区町村（こども家庭センター等）の体制、事業、業務実績等の把握

対象 全1,741市区町村

項目 人員配置、サポートプラン作成件数、家庭支援事業実施の有無、要対協の状況 等

2. こども家庭センターの業務に関するアンケート 予定：9月下旬発出～10月下旬〆切

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

目的 こども家庭センターの主な業務ごとの取組事例や課題等の実態把握

対象 こども家庭センター設置済み（令和6年5月時点）の876市区町村

項目 合同ケース会議、サポートプラン、多機関連携等の業務ごとの取組状況、課題₄₁ 等

改正児童福祉法の施行により、令和6年4月から、**サポートプランの作成が全ての市町村の義務**となったほか、**こども家庭センター**の設置が努力義務化されるなど、市町村の包括的・継続的な相談支援機能の充実が求められています。市町村の機能が充実し、十分に発揮されるためには、都道府県や児童相談所から市町村への助言や研修の企画・実施による支援、市町村との緊密な連携が欠かせません。**取組事例（福岡県、大分県、別府市）**も参照いただき、**支援と連携の充実**をお願いします。

1. 市町村への支援強化

- 在宅支援事例のアセスメントや支援方針、サポートプランに関する助言の機会の充実
- 必要に応じた同行訪問や指導委託活用、実務者会議への出席など伴走的な支援の充実
- 市町村支援児童福祉司（次ページ参照）の配置や業務の拡大による研修企画実施の充実

2. 市町村との連携強化

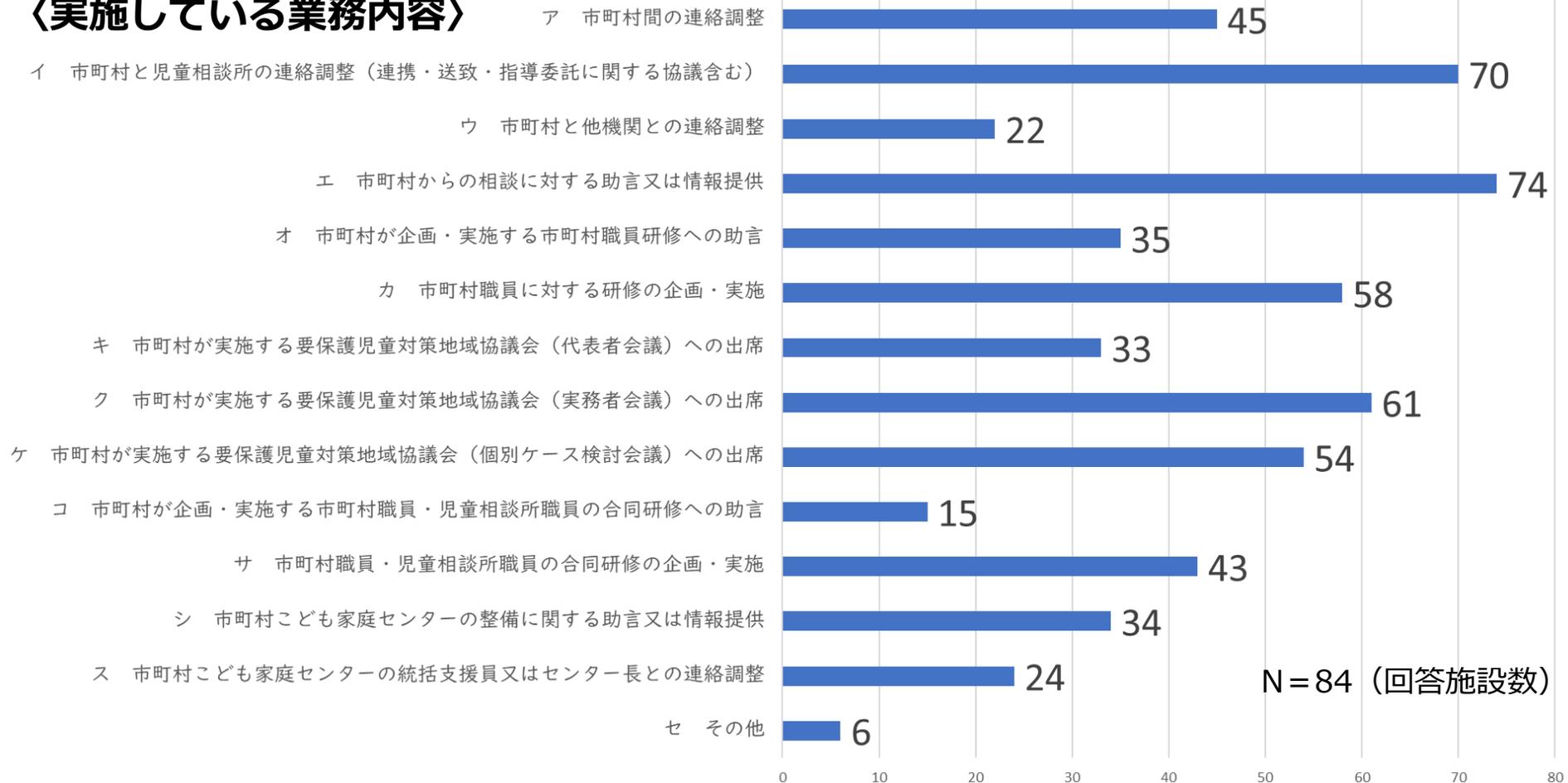
- 市町村が受理した虐待事例等の情報共有や協議、必要時の早期対応の仕組みづくり
- 市町村・児童相談所の相互の派遣研修や人事交流、合同研修等による相互理解の促進
- 市町村業務経験者（次々ページ参照）の知識経験を活かした市町村業務の理解と連携

市町村支援児童福祉司の配置状況、業務状況（複数回答）

※こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ

全国の児童相談所234か所のうち、84か所に計**96人**の配置

〈実施している業務内容〉



児童相談所における市町村業務経験者の配置状況

※こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ

全国の児童相談所における市町村業務経験者 計**326人**

児童福祉司 209人

※児童福祉司（任用予定者含む）6,480人のうち 3.2%

児童指導員 30人

※児童指導員 1,879人のうち 1.6%

その他 87人

一時保護施設の設備運営基準 施行に伴う対応等について

一時保護施設の設備運営基準の策定等

- 一時保護施設のこどもの権利擁護や個別ケアの推進が図られるよう、**新たに「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（内閣府令）を策定し、本年3月に公布**（従前は児童養護施設の基準に準ずる取扱い）。
- 併せて、**こどもに対する処遇・ケアのあり方を見直し、運営面の改革を進めていく観点から、「一時保護ガイドライン」（局長通知）を全面改正**して発出。
- 令和6年度予算に、**一時保護施設の職員配置等の環境改善のための予算**も盛り込み。

一時保護施設の設備・運営基準の主な内容

○児童の権利擁護に関する事項

- ・ 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るように努めなければならない等

○設備の基準

- ・ ユニットの整備に努める
- ・ 少年の居室の定員は1人となるよう努める 等

○職員配置の基準

- ・ 児童指導員等に加え、学習指導員、心理療法担当職員、看護師を配置
- ・ 児童指導員及び保育士の総数について、満3歳以上の児童おおむね3人つき1人以上とする
- ・ 一時保護施設に管理者及び指導教育担当職員を配置 等

○教育

- ・ 一時保護施設は、児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない 等

○第三者評価

- ・ 定期的に外部の者による評価を受け、常に業務の質の改善を図らなければならない 等

一時保護ガイドラインの主な内容

○一時保護施設の生活上のルール・服装等の制限

- ・ 「正当な理由」に基づくものか、こどもの意見を十分踏まえて、定期的に点検・見直し
- ・ 生活上のルール及びその理由について説明資料に記載し、その発達状況等に応じて丁寧に説明
- ・ こどもの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意 等

○児童の所持品の持込制限

- ・ 様々な工夫により持込みを禁止する範囲が必要最小限のものとなるよう努める
- ・ 心理的に大切な物については、こどもが所持できるよう最大限配慮 等

○教育・学習支援

- ・ こども希望を尊重しながら、その置かれている環境や事情を勘案して、学校への通学に必要な支援等に努める。
- ・ こどもの一人ひとりの習熟状況に応じた学習教材（タブレット学習端末等）の提供など創意工夫した学習を展開 等

令和6年度予算

- ・ 一時保護施設の配置改善（児童指導員等の配置改善、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置）
- ・ 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進
- ・ 学校への通学等に付き添う者の配置や学校への送迎に要する交通費への補助 等

一時保護施設の設備運営基準に関する今後のスケジュール等について

1 設備運営基準に係る条例制定について

- 令和6年4月に施行した一時保護施設の設備運営基準に関して、今後の対応スケジュールについては以下の通り。
- 各自治体においては、府令施行（令和6年4月1日）から一年を超えない期間内において、条例の制定をお願いしたい。

2 職員配置等の経過措置について

- 職員配置基準等については、職員の確保が困難であること等の自治体の事情を鑑みて、2年間の経過措置を設けている。
- 一方で本基準については、一時保護される子ども達が、保護者からの虐待等により心身が傷ついた状態にあることや、家庭からの急な分離等から不安や緊張が大変高い状態であることが多い中で、従来の一時保護施設に対する人員配置に係る基準が十分でなかったことを踏まえて制定したものである。よって、不安や緊張が大変高い状態にある子ども達に対し、適切なケアを確保していくために、早急に本基準に基づく体制が全国的に図られるべきであることから、計画的な人材確保に努めていただき、令和7年度末までの職員配置をお願いしたい。
- 設備基準についても経過措置が適用されるが、今回の基準で新たに示された個室対応やユニットケアの規定は、閉鎖的な傾向にある一時保護施設についても、できる限り良好な家庭的環境で、子どもが個人として生活の確保を場面ごとに選択できる体制を推進するものであることから、子どもの視点に立ってどのような一時保護施設の設備が望ましいのか検討いただきながら施設整備の計画を進めていただきたい。

<今後のスケジュール>



<一時保護改革の必要性>

- こどもの安全確保とアセスメントの役割を担う**一時保護は、児童相談所の要となる重要な機能**であり、常にその機能の向上・充実が求められる。
- さらに本年4月から一時保護施設独自の設備運営基準が策定される等、**一時保護施設改革を進める好機**であり、実行ある見直しを進めていくことが必要である。

一時保護改革のポイント

- 一時保護が必要なこどもについては、その年齢、発達、虐待や非行などの背景もさまざま
- 一時保護の多くは、こどもを一時的にその養育環境から離す行為であり、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うもの
- こどもにとっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて出会う場となることも少なくない

こどもに安心感をもたらす、個別化された丁寧なケアを行うためには、どのような取組が必要か・・・？



設備運営基準等の周知徹底

- ✓ 今回策定された設備運営基準や一時保護ガイドラインは一時保護経験のあるこどもの意見を随所に反映して策定されたもの
- ✓ 本庁職員や管理職だけでなく、一時保護施設に勤務する児童指導員、保育士等の直接処遇職員まで浸透させること
→一時保護施設運営に反映していくことが大切



こどもの権利擁護に係る意識醸成

- ✓ さまざまな機会でこどもの声を聴いているか
- ✓ 職員から見直しの意識・より良い処遇を考える意識が醸成されているか
- ✓ これらの意識改革は一時保護施設の設備・職員配置に関係なく、等しく取り組みできること
→まずは自分たちの一時保護施設でどのような取組が出来るか考える
Ex) 「生活上のルールや決まりに不必要な制限はないか？（こどもが納得しているか）」 「日課の定期的な見直しは行っているか？（慣例、画一的な部分はないか）」



他の施設を知る機会の確保

- ✓ 一時保護施設の特性上、どうしても閉鎖的な環境になりやすい
- ✓ 一時保護施設間の交流研修や、児童養護施設等との交流研修の仕組みを構築している自治体もある
→他の一時保護施設の取組を知ることにより、他施設の好事例が確認できるとともに、自分たちの振り返りや見直しのきっかけに

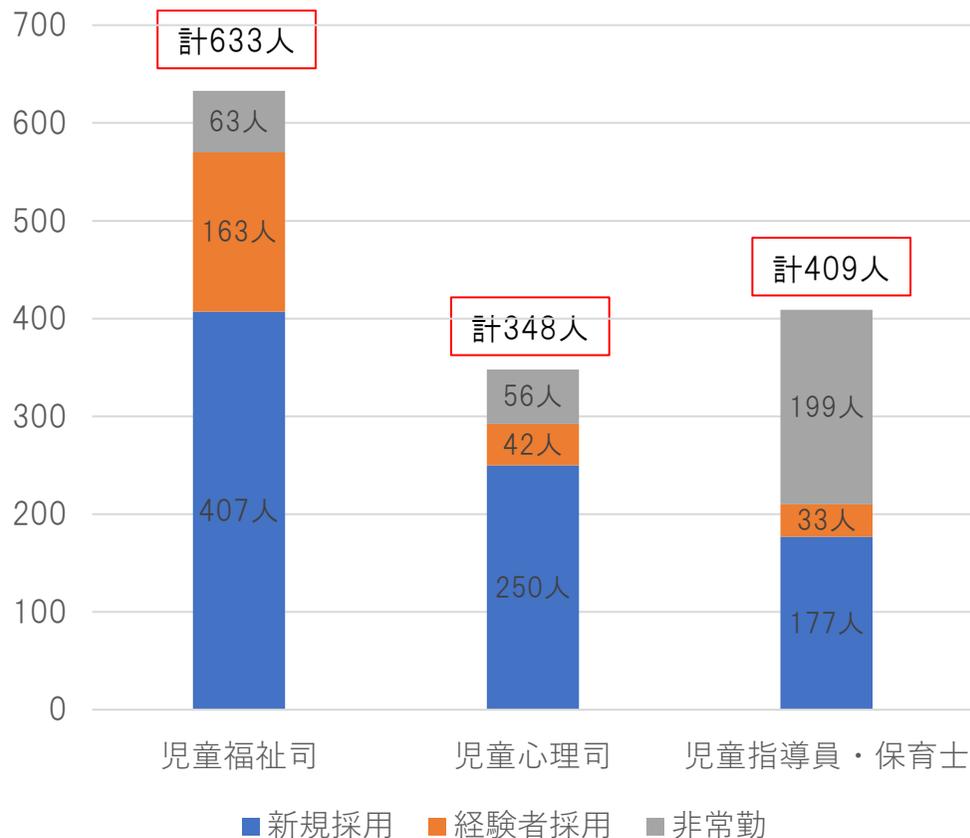
児童相談所における人材確保・ 定着支援の推進について

児童相談所における人材確保・定着支援の推進について

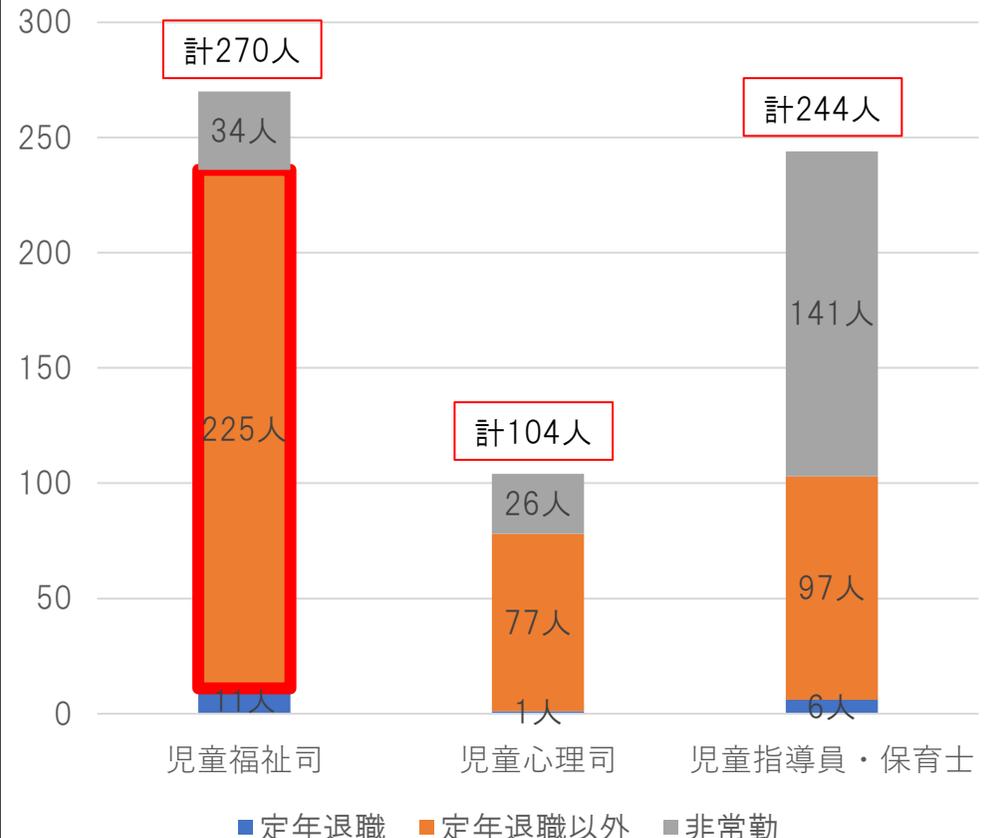
・全国の児童相談所においては、都市部を中心に児童福祉司の採用活動を行っても人材が確保できず、人材確保が喫緊の課題となっている。

・また、退職者のうち、定年退職以外の理由で退職する者が多くを占めており、特に児童福祉司については、退職者のうち8割以上が定年退職以外の理由で退職しており、職場への定着支援についても早急に推進していく必要がある。

採用者数（令和5年度）

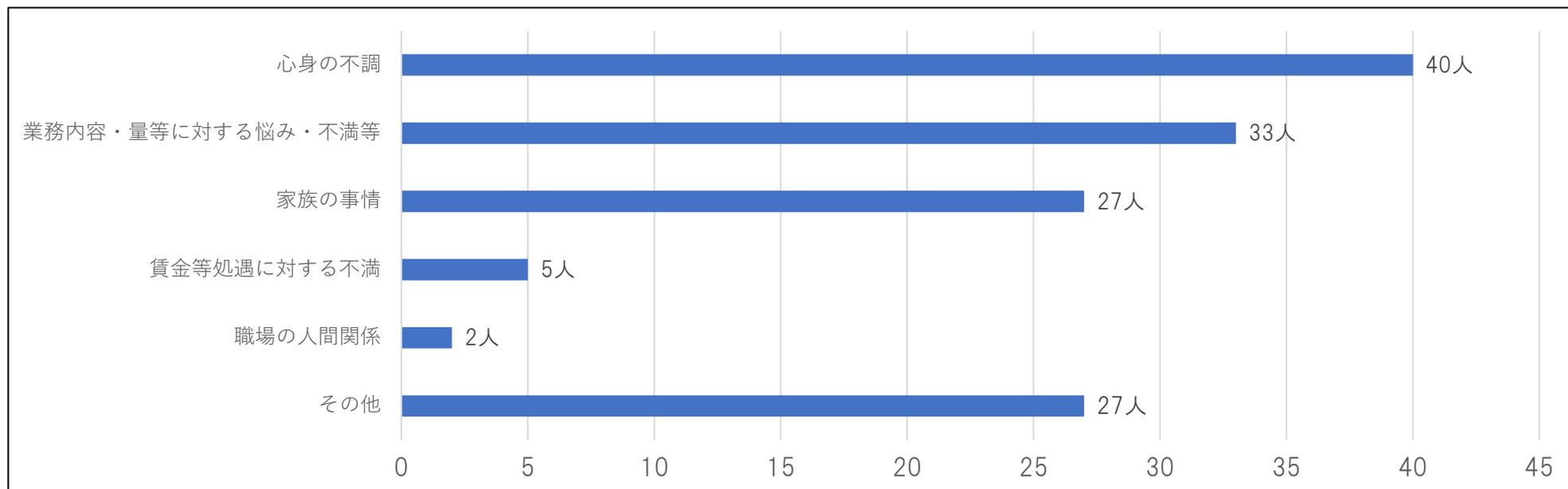


退職者数（令和5年度）



児童相談所における人材確保・定着支援の推進について

定年退職以外の退職者の退職理由(多いと考えられるものを1自治体2つ選択可)



職場定着について課題と考えていること

- ・時間外業務(休日夜間対応も含む)の多さ
- ・質・量ともにオーバーワークとならない業務の在り方
- ・相談しやすい職場環境の整備
- ・モチベーションの維持・向上
- ・若手職員への指導による中堅・ベテラン職員の負担増
- ・専門性の高い人材の確保
- ・職員へのメンタルケア 等

職場定着のために実施していること

- ・職員の経験値に応じたきめ細やかなプログラムによる階層別研修
- ・定期的な面談
- ・休暇を取得しやすい職場の雰囲気作り
- ・勤務時間の弾力化
- ・SV以外にも対応を一緒に考えてくれる先輩職員の設定
- ・ノー残業デーの設定
- ・定着支援アドバイザーの配置
- ・人材育成方針の策定
- ・近隣大学への採用情報の掲示
- ・新採サポーターの任命
- ・システムの導入による業務負担軽減
- ・新規採用職員を対象とした精神保健相談員による巡回面談 等

1 事業の目的

- 児童相談所においては、これまでも、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。
 - ※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が51%、勤務年数3年未満の児童心理司が48%（いずれも令和4年4月時点）
 - ※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。
（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）
- 今後、昨年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・ 児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護所保育士、児童指導員）の魅力発信【採用支援】
- ・ 職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・ 児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】

②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

- 各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援【人材定着支援】

③VR等を活用した研修システムの作成

- 全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。
【人材育成支援】

3 実施主体等

- 【実施主体】①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：横浜市及び明石市（虐待・思春期問題情報研修センター事業）
【補助割合】①：国10/10 ②：国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2） ③：国10/10

①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築 (児童相談所職員の採用・人材育成・定着支援事業)

令和5年度補正予算：28百万円（28百万円）

概要

働く場所として児童相談所の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各児童相談所での見学等や児童相談所職員の就業継続を支援することにより、人材確保に関する取組を強化する。

事業内容

【想定される事業内容（例）】

(1) 広報啓発事業

児童相談所で働くことの魅力や児童虐待防止の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、SNS等を利用し、児童相談所で働くことを目指す学生や過去に児童相談所の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで児童虐待防止の分野に触れる機会がなかった方等への広報啓発活動を実施する。

(2) 見学等の情報提供事業

児童相談所で働くことを目指す学生や過去に児童相談所の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで児童虐待防止の分野に触れる機会がなかった方等が情報収集を行いやすいよう、児童相談所での見学等の機会について、情報提供を行う。

(3) 児童相談所職員同士のピアサポート事業

仕事の悩みを抱える児童相談所従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

<広報啓発>

- ・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成
- ・SNS等を活用した広報



<見学等の情報提供>

- ・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各児童相談所での見学等の機会について、情報提供



<職員同士のピアサポート>

- ・仕事の悩みを抱える児童相談所職員に対する相談支援の場を設けるため、オンラインでのピアサポートを実施



【実施主体】 NPO法人チャイボラ

【補助率】

国：定額（10/10相当）

② 児童相談所への定着支援アドバイザーの配置 (定着支援アドバイザー配置事業 — 葛飾区の活用例 —)

【事業目的】

児童相談所においては、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっており、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、退職する者も多く、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

～葛飾区の取組～

※ 予算は令和6年3月の議会で成立、予算規模は約九百万円

【概要】

児童相談所業務の特性を考慮し、特に多忙とされるスーパーバイザーの業務の一部を担う職として、**令和5年8月から支援者支援コーディネーター(社会福祉士・精神保健福祉士・保育士資格等を所有)**を配置。

支援者支援コーディネーターが職員の感情労働における精神的な負担を軽減する心のケアを行うことで、職員は自己肯定感を高め、それを維持しながら支援を行っていくことが可能となる。

【対象職種】 児童福祉司(里親司含む)、児童心理司、児童指導員、家庭復帰支援員、安全確認対応職員、心理療法担当職員、学習指導協力員、保健師、保育士、看護師

【実施内容】

(1) セーフティネットづくり

気軽に相談できる身近な存在とってもらうよう日常的な声かけ等

(2) 面接相談

相談内容は仕事、人間関係、子育て、健康など幅広く受付

(3) 相談室での待機

曜日及び時間を決めて相談室で支援者支援コーディネーターが待機し、飛び込みでの相談を受付

(4) 支援者支援スーパーバイザーによるスーパービジョン

支援者支援コーディネーターが受けた相談内容に対し、どのような対応が必要か支援者支援スーパーバイザー(報償費対応の有識者)に助言を受ける



【期待できる効果】

支援者支援コーディネーターが支持的機能を補完することにより、児童福祉司スーパーバイザーはケースワークに対する助言等、**業務管理や組織管理に注力することができる**ため、ケースワークの進行状況を把握しやすくなり、**重篤事案の発生予防につながる**。

支援者支援業務を専門で行うため、**職員一人一人の状態を把握し、個別支援によって適切なケアを実施するため、職場に定着しやすくなる**とともに、**職員の休職や離職を防ぎやすくなる**。

また、職場全体を見渡した様々な支援者支援の専門的知識と技能を駆使して、職場の雰囲気やチームづくりについても、助言や研修等を実施予定。

厚生労働省所管の福祉行政報告例の 一部をこども家庭庁で所管すること 及びそれに伴う見直しについて

厚生労働省所管の福祉行政報告例の一部をこども家庭庁で所管すること及びそれに伴う見直しについて

令和7年度実績値からのこども家庭庁での実施及びそれに伴う見直しについて

- 厚生労働省が所管している福祉行政報告例(児童福祉(こども家庭庁所管に関するもの))について、**令和7年度(実績分)からこども家庭庁で所管することで調整**している。
- これに伴い、児童虐待に関するものについて、各調査項目の利活用状況等を踏まえ、**報告表を一部見直す**ことを併せて検討している。
- 調査時期・調査経路・調査項目・公表時期・公表方法等については、調整でき次第お示しする予定。
- また、本見直し等でシステム改修が必要になった場合には、児童相談所職員等の業務効率化及び負担軽減の観点から、「児童相談所等業務効率化促進事業」(令和5年度補正予算、令和7年度については概算要求額に計上)の活用を検討いただきたい。

こども若者シェルターに関する検討会 について

こども若者シェルターに関する検討会

(開催趣旨・目的)

- 令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」等を踏まえ、虐待等で家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所等を確保するため、令和6年度から「こども若者シェルター・相談支援事業」を創設。
- 今後、各都道府県等においてこども若者シェルターの整備を進めるに当たり、その適切な運用が図られるよう、こども若者シェルターに関し、親権等との関係を踏まえた適切な対応のあり方、こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容、シェルターに入所中のこども・若者の権利擁護等について検討し、こども若者シェルターに関するガイドラインを策定することを目的として、本検討会を開催する。

(主な検討事項)

- (1) 親権や児童相談所への通告義務等との関係を踏まえた入所時等における適切な対応のあり方、こども・若者の居住地自治体と現在地（シェルター所在地）自治体の間での連携のあり方
- (2) 入所中のこども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項
- (3) こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点
- (4) 関係機関の連携のあり方
- (5) こども・若者や関係者等への周知のあり方等

(構成員)

◎：座長

有識者 関係	民間シェルター実践者 関係	自治体 関係	当事者ユース 関係
◎川松 亮（明星大学人文学部教授） ・棚村 政行（弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック） ・羽生 香織（上智大学法学部教授）	・大山 真澄（NPO法人くらし応援ネットワークディレクター） ・高橋 温（子どもセンターてんぼ 理事長） ・田所 英賢（全国コミュニティライフサポートセンター 参事） ・野田 詠氏（NPOチェンジングライフ 理事長） ・馬淵 泰至（カリヨン子どもセンター理事）	・安藤 真和（東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課長） ・濱畑 善行（福岡市こども総合相談センターこども緊急支援課長） ・薬師寺 順子（大阪府中央子ども家庭センター 所長）	・阿部 志臣（こどもシェルター退所者） ・川村 涼太郎（おおいた子ども支援ネット、児童アフターケアセンターおおいた） ・黒田 祥子（全国こども福祉センター）
計3名	計5名	計3名	計3名

(スケジュール)

- 第1回（6月14日）：主な検討事項、今度のスケジュール
民間シェルターからのヒアリング
- 第2回（7月19日）：民間シェルターからのヒアリング
- 第3回（9月頃）：個別論点①
- 第4回（10月頃）：個別論点②

- 第5回（11月頃）：個別論点③
- 第6回（12月頃）：ガイドライン案①
（→自治体・民間シェルター等への意見照会）
- 第7回（1月頃）：ガイドライン案②
- 第8回（2～3月頃）：ガイドラインとりまとめ

第2回 こども若者シェルターに関する検討会	資料5
令和6年7月19日	

こども若者シェルターに関する検討会における主な検討事項

1. 親権や児童相談所への通告義務等との関係を踏まえた入所時等における適切な対応のあり方

(こども・若者本人との関係)

- シェルターへの入所の対象とするこども・若者の範囲（年齢、入所の背景となる事情等）はどのように設定すべきか。
- こども若者シェルター（以下「シェルター」という。）は、入所に当たって、こども・若者本人に対し、どのような対応を行うことが適切か
 - ・ 説明事項（例：シェルターにおける支援内容、生活上のルール、利用料等）と説明の方法、タイミング
 - ・ こども・若者本人の利用の意思・同意の確認方法 等

(親権者等との関係)

- 18歳未満のこどもが入所するに当たって親権者等に対してどのような対応が必要となるか
 - ・ 親権者等への連絡のあり方（連絡の要否、同意取得の要否、連絡する内容、方法、タイミング、連絡を行う主体等）
 - ・ こどもの年齢や入所期間によって必要な対応が異なりうるか
- こどもが親権者等への連絡を拒否している場合、シェルター利用の緊急性等も踏まえつつ、どのような対応を行うことが適切か
- 連絡を受けた親権者等がこどものシェルター利用を拒んだ場合で、当該家庭の状況等（虐待の疑いがある等）を踏まえシェルター利用の必要性が認められるときは、どのような対応を行うことが適切か（例：一時保護委託の活用）
- 親権者等からの面会・通信の要請にはどのように対応すべきか。

(児童相談所との関係)

- こどもが入所するに当たり、どのような場合に、どのようなタイミングで児童相談所への連絡を行うことが必要か
 - ・ こどもが児童虐待を受けたと思われる場合や要保護児童に当たるような場合は、児童虐待防止法第6条及び児童福祉法第25条により児童相談所への通告義務あり
 - ・ 上記以外の場合においても、児童相談所への連絡が必要となる場合としてどのような場合が考えられるか（親権者等への連絡状況やこどもの年齢等を踏まえる必要があるか）
- 児童相談所への連絡が必要なケースにおいて、こどもが児童相談所へ

の連絡を拒んだ場合、どのような対応を行うことが適当か

- 児童相談所への連絡が必要なケースのうち、どのような場合に一時保護委託による対応を行うことが適当か

2. こども・若者の居住地自治体と現在地（シェルター所在地）自治体の間での連携のあり方

- こども・若者の居住地自治体と現在地（シェルター所在地）自治体が異なるケースも多いことが想定されるが、そのような場合に、自治体間どのように連携して支援を進めることが適当か。
- この場合、支援に当たっての地方自治体間の財政負担のあり方についてどのように考えるべきか。

3. 入所中のこども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項

※ 一時保護ガイドラインの見直し内容も十分踏まえて検討

- 入所中のこども・若者の権利擁護やこども・若者のニーズを踏まえ、シェルターにおける生活上のルール（携帯電話等の所持品の持込制限や通勤・通学を含む行動制限等）の設定等において、どのような点に留意すべきか

例：・ こども・若者の安全・福祉の確保の観点から、一人ひとりの状況等に応じた必要最小限のルールとなるよう留意
・ 入所に当たって、生活上のルールについて丁寧に説明し、同意を得る
・ こども・若者の意見を十分踏まえて、定期的にルールについて点検・見直し 等

- 利用者の安全確保の観点から住所の秘匿等が求められる中で、携帯電話等の利用や通勤・通学を含む行動制限等を必要最小限にするために、どのような工夫が考えられるか

- 学校に在学しているこども・若者について、適切な教育が受けられるようにするためにどのような対応が必要となるか（例：通学支援やシェルターにおける学習支援等）

4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について

- 宿泊場所の提供に加え、シェルターへの入所中において、どのような支援が必要となるか（例：生活支援（食事の提供等）、相談支援、心理的なカウンセリング、日中の居場所の提供、就労・就学支援、弁護士によるサポ

ート、役所等への同行支援、退所先の調整等)

- シェルターの入所期間や回数の設定についてはどのように考えるべきか。入所期間や目的（家庭内の状況に応じた短期間の利用／自立に向けた継続的な利用等）が異なる子ども・若者に支援を提供するに当たっては、どのような点に留意することが必要か。
 - シェルターへの入所中に、精神疾患や障害がある場合や妊娠をしている場合等、子ども・若者に特別な支援のニーズがある場合には、どのような対応が行うことが適切か。また、医療を受ける必要性がある場合、医療費についてはどのような対応が可能か。
 - シェルターの入所中に、子ども・若者間でトラブルが生じたり、子ども・若者が事前に連絡なくシェルターからいなくなったりした場合にはどのように対応すべきか。
 - シェルターの退所後の子ども・若者の状況を踏まえ、退所後において、どのような支援が必要となるか。また、その期間の設定についてはどのように考えるべきか
 - 子ども・若者に対して各種支援を行うに当たって、共通して、あるいは、各種支援ごとにどのような点に留意が必要となるか
 - こうした支援を担う人材の育成や確保に向けて、どのような対応が必要か。
5. 関係機関との連携のあり方
- 4の支援内容等も踏まえ、シェルターの運営に当たって、どのような関係機関とどのような連携を行うことが必要か（例：児童相談所、市町村、警察、他の民間団体、医療機関、学校、弁護士等）
 - 関係機関との連携を深める上で効果的な対応（例：ケース会議の開催、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の活用等）や、連携する上で留意が必要となる点（例：個人情報取り扱い等）は何か
6. 子ども・若者や関係者等への周知のあり方
- 利用ニーズのある子ども・若者がシェルターにつながるようにするためには、どのような内容・方法で周知を行うことが効果的か（子ども・若者向け／関係機関向け）

- シェルターについて地域や社会一般の理解を増進するために、どのような内容・方法で周知を行うことが効果的か
- 周知を行うに当たって、どのような点に留意が必要か（例：住所の秘匿や利用者の個人情報保護への配慮等）

こども虐待による死亡事例等の 検証結果等について（第20次報告） 概要

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）の概要

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和6年9月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

こども家庭庁が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例65例（72人）を対象とした。

区分	第20次報告			(参考) 第19次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計
例数	54 (26)	11 (0)	65 (26)	50 (21)	18 (0)	68 (21)
人数	56 (27)	16 (0)	72 (27)	50 (21)	24 (0)	74 (21)

※1 ()内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

※2 未遂とは、親は生存したがこどもは死亡した事例をいう。

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

こども家庭庁が、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が児童虐待相談として受理した事例のうち、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があり、令和5年10月1日時点で関わりが継続している事例（心中未遂を除く）について、都道府県等毎に原則1事例の報告を求め、回答があった43例（43人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第19次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)		
	H15.7.1~H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1~H16.12.31 (1年間)			H17.1.1~H17.12.31 (1年間)			H18.1.1~H18.12.31 (1年間)			H19.1.1~H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1~H21.3.31 (1年間)			H21.4.1~H22.3.31 (1年間)			H22.4.1~H23.3.31 (1年間)			H23.4.1~H24.3.31 (1年間)			H24.4.1~H25.3.31 (1年間)		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90

	第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)			第14次報告 (平成30年8月)			第15次報告 (令和元年8月)			第16次報告 (令和2年9月)			第17次報告 (令和3年8月)			第18次報告 (令和4年9月)			第19次報告 (令和5年9月)				
	H25.4.1~H26.3.31 (1年間)			H26.4.1~H27.3.31 (1年間)			H27.4.1~H28.3.31 (1年間)			H28.4.1~H29.3.31 (1年間)			H29.4.1~H30.3.31 (1年間)			H30.4.1~H31.3.31 (1年間)			H31.4.1~R2.3.31 (1年間)			R2.4.1~R3.3.31 (1年間)			R3.4.1~R4.3.31 (1年間)				
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中															
例数	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72	47	19	66	50	18	68		
人数	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78	49	28	77	50	24	74		

2. 死亡事例（65例72人）の分析

（1）心中以外の虐待死（54例56人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○死亡したこどもの年齢	0歳	25人(44.6%)
	0歳のうち 月齢0か月	15人(60.0%)
	3歳未満	39人(69.6%)
○死因となった虐待の種類	ネグレクト	24人(42.9%)
	身体的虐待	17人(30.4%)
○直接の死因	頭部外傷	7人(有効割合 21.2%)※ ¹
	溺水	4人(有効割合 12.1%)
	車中放置による熱中症・脱水	4人(有効割合 12.1%)
	頸部絞扼以外による窒息	3人(有効割合 9.1%)
○主たる加害者	実母	23人(41.1%)
	実父	6人(10.7%)
	実母と実父	7人(12.5%)
○加害の動機	こどもの世話・養育方法がわからない	3人(5.4%)
	こどもの世話・養育をする余裕がない	3人(5.4%)
	こどもの存在の拒否・否定	3人(5.4%)
	しつけのつもり	2人(3.6%)
○妊娠期・周産期の問題 (複数回答)	医療機関から連絡	20人(35.7%)
	妊婦健康診査未受診	16人(28.6%)
	予期しない妊娠/計画していない妊娠	14人(25.0%)
	遺棄	13人(23.2%)
○乳幼児健康診査の受診状況 (未受診)	3～4か月児健康診査	7人(有効割合 18.9%)
	1歳6か月児健康診査	4人(有効割合 16.7%)
	3歳児健康診査	5人(有効割合 31.3%)
○養育者(実母)の心理的・ 精神的問題等(複数回答)	養育能力の低さ※ ²	15人(27.3%)
	育児不安	11人(20.0%)
	精神障害(医師の診断によるもの)	10人(18.2%)
	うつ状態	8人(14.5%)
○関係機関の関与状況	児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の 両方関与あり	12人(21.4%)
	その他の関係機関(保健センター等)を含めた 関与あり	41人(73.2%)
	児童相談所のみ関与あり	10人(17.9%)
	市区町村(虐待対応担当部署)のみ関与あり	5人(8.9%)
	0か月児事例15人のうち 関係機関の関与なし	7人(12.5%)
○要保護児童対策地域協議会	検討対象とされていた事例	15人(28.8%)

※1 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

※2 「養育能力の低さ」とは、こどもの成長発達を促すために必要な関わり(授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、こどもの体調変化の把握、安全面への配慮等)が適切にできない場合としている。

(2) 心中による虐待死 (11例16人) 各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○死亡したこどもの年齢	3歳未満	4人 (25.0%)
○直接の死因	火災による熱傷・一酸化炭素中毒	3人 (有効割合 33.3%) ※
	頸部絞扼による窒息	2人 (有効割合 22.2%)
○主たる加害者	実母	6人 (37.5%)
	実父	5人 (31.3%)
○加害の動機 (複数回答)	夫婦間のトラブルなど家庭に不和	7人 (43.8%)
	こどもの病気・障害	3人 (18.8%)
	保護者自身の精神疾患、精神不安	3人 (18.8%)
	育児不安や育児負担感	3人 (18.8%)
○関係機関の関与状況	児童相談所と市区町村 (虐待対応担当部署) の両方関与あり	3人 (18.8%)
	市区町村 (虐待対応担当部署) のみの関与あり	2人 (12.5%)
	その他の関係機関 (保健センター等) を含めた関与あり	16人 (100.0%)
○要保護児童対策地域協議会	検討対象とされていた事例	3人 (18.8%)

※ 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

3. 現地調査（ヒアリング調査）の結果について

検証対象事例のうち、特徴的、かつ、特に重大であると考えられる虐待による死亡事例（2例）、重症事例（1例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事案発生当時の状況や対応等の詳細に関して現地調査を実施した。

死亡事例①：実母と別居中の未就学のきょうだいが実父による無理心中により死亡した事例

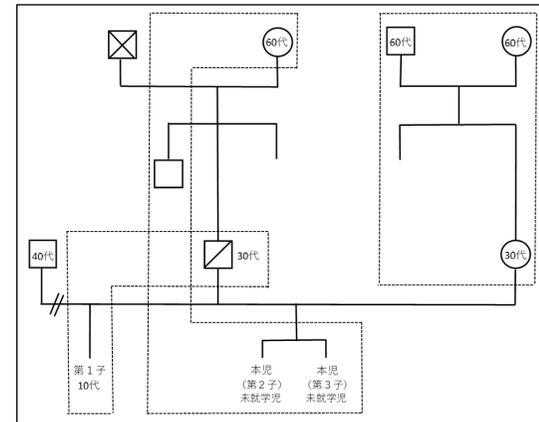
<概要>

- ・実父、実母、第1子、第2子、第3子の5人家族。
- ・事案発生時は、第2子と第3子は、父方親族と同居。第1子は実父と同居していた。
- ・親族が自宅の浴室付近で倒れている実父、第2子及び第3子を発見し通報。搬送先の病院で死亡が確認された。第1子を含む本児らは、実母による監護者指定、引き渡しの審判申し立てにより、事案発生の翌日に実母へ引き渡される予定であった。

<課題の対応と理解>

課題1 DV構造とこどもへの影響についての理解の促進

- ・DVの構造やDVが及ぼす被害者の心身への影響を踏まえた理解が必要である。こどもに対しては、DVを目撃したことの衝撃に加えて、直接見ていなくても暴力を受けている親の養育能力の低下やその親に加害者が強い不適切な養育などにより、こどもの成長発達へ及ぼす影響を視野に入れたアセスメントと必要な支援方針の見直しを行う必要がある。
- ・DV関係の解消という被害者側にとっての肯定的な構造の変化においても、本事例のように危機的なリスクを孕んでいることを改めて認識し、ケースを俯瞰的に捉え、慎重な対応をしていくことが重要である。



課題2 「こどもの話を聴く」ということを意識した対応の強化

- ・こどもがどのような思いで生活し、どのような願いを持っているのかを常に中心に置かなければならない。
- ・面前DVが繰り返されている環境に置かれ続けているこどもは、自分の意思を表現しない、表現できない中での生活を余儀なくされている状況と考え、顕在化していないニーズがあることを常に意識して、こどもの話を聴くことを徹底する必要がある。

課題3 一つひとつの対応から各機関の強みを生かした伴走型支援への転換と適切な支援方針の見直しの必要性

- ・市区町村の母子保健担当部署及び虐待対応担当部署による支援と、児童相談所の危機介入など、各機関の強みを生かした役割分担と緊密な連携により、家族に伴走していくことが必要である。
- ・支援機関は通告の度に「受理、安全確認、助言指導、終結」というプロセスを繰り返すことの支援効果に疑問を持たなければならない。個別ケース検討会議等を随時開催し、危機意識の共有や具体的な見守り方法の見直しを検討することが必要である。
- ・不適切な養育という観点で児童相談所と情報共有し、一時保護を念頭に置いた検討を行うことが重要である。一時保護は、こどもの安全確保や十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントが必要な場合に行うものであり、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うことが必要である。

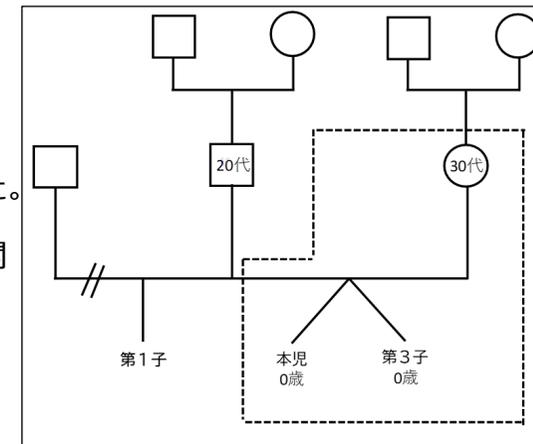
課題4 父親へのサポートの充実

- ・実父に対して、家族力動の変化に応じたサポートや情報提供を行うことで、孤立化の防止につなげることができた可能性があり、関係機関の役割分担のもと、継続的な実父の相談対応や相談勧奨の機会をつくる必要がある。

死亡事例②：特定妊婦であった実母の不適切な養育により多胎児のひとりが死亡した事例

<概要>

- ・実母、本児、第3子の3人家族。本児と第3子は多胎児だった。
- ・第1子は、実母からの虐待により親子分離中であった。
- ・本児を寝かせた状態で固定してミルクを与える、本児はおくるみが好きだからと抱っこしない、おくるみのままうつぶせにする、布団が顔の上まで覆っているなど、不適切な養育や、きょうだい間の養育の差を想起させる出来事があった。
- ・退院後、本児より小さく生まれた第3子と体重が逆転し、その後も体重の差が広がった時期があった。
- ・退院後の受診では本児のおむつかぶれや体幹部の皮膚のまだら模様が確認された。
- ・実母は、母子保健担当部署に対して第1子について話すことを避け、妊婦健康診査等を担う医療機関への情報提供も必要ないと主張したが、要保護児童対策地域協議会で検討を行い、本家庭を支援や見守りが必要な家庭と判断し、医療機関と適宜情報共有を行う方針とした。
- ・自宅にて実母が息をしていない本児を発見し救急要請、搬送先の医療機関で死亡が確認された。本児の身体に、複数の皮下出血、古い痣と思われるものがみつかったことから、医療機関が警察に通報。警察が司法解剖を行った結果、死因は内臓破裂であった。



<課題の対応と理解>

課題1 きょうだいへの虐待歴がある家庭に対する支援の強化

- ・きょうだいへの虐待歴のある家庭に新たにこどもが出生する場合には、虐待に至ったメカニズムを理解し、関係機関間において、虐待を受けたこどもへの関与を通して把握した情報やアセスメントを共有するとともに、これから出生するこどものリスクを速やかに検討し、虐待が行われないための予防措置に努める必要がある。
- ・転居元の自治体は、たとえ家族が自治体間の情報共有に同意しなかった場合にも、転居先の自治体に確実に情報を伝えるべきであり、家族に対しても、継続的な支援のために転居先へ情報提供することをあらかじめ伝えることが望ましい。

課題2 特定妊婦における家族支援と多胎育児の困難さの理解

- ・実母との信頼関係の形成が困難な場合においては、母親支援のみならず、「一個の人」としての理解を深めるとともに、実母をとりまく「家族」への支援を前提とし、十分な支援へと展開していくことが大切である。
- ・多胎育児特有の困難さや負担感に基づくリスクを察知するとともに、家庭のストレングス強化に向けた支援に努める必要がある。

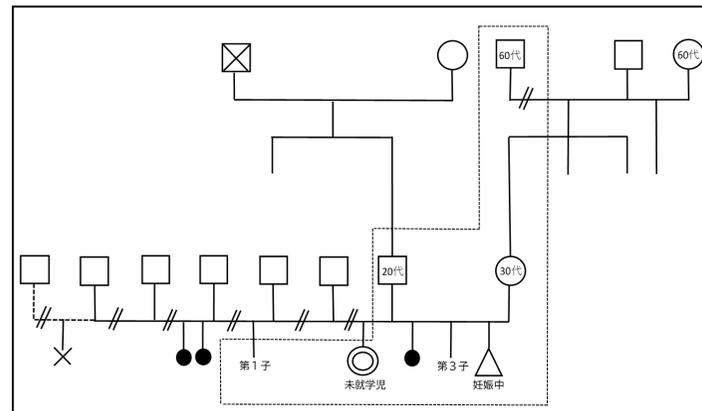
課題3 医療機関の役割と市区町村及び児童相談所との連携

- ・医療機関と市区町村及び児童相談所との連携や情報共有は、こどもの安全確保の観点で非常に重要である。
- ・医療機関と市区町村の連携が密に行われていた場合でも、虐待の決定的兆候を見つけることは非常に困難なことである。過去のきょうだいへの虐待歴などの予測できるリスクを踏まえるとともに、新たに出生するこどもへの虐待の兆候の早期発見や予防的介入に向け、各機関がそれぞれの役割を発揮し、相互に理解を深めながら地域における連携体制の構築、強化をしていく必要がある。

重症事例：施設措置解除後に実母と養父による本児への身体的虐待によって重症に至った事例

<概要>

- ・養父、実母、きょうだい、本児、母方親族の6人家族。
- ・実母を特定妊婦として支援を開始。本児も出生時から要保護児童対策地域協議会において管理を開始し、個別ケース検討会議を実施（以降、計6回実施）。
- ・本児は以前から極端な体重減少及び傷や痣について通報があり、一時保護を実施。その後乳児院へ措置となった経過があった。
- ・乳児院入所中の本児の怪我を発端として父母が無断で本児を連れて帰宅しており、その後は児童福祉司指導を行いつつ在宅支援（2号措置）に切り替え、環境改善指導を行っていた。
- ・児童相談所、虐待対応担当部署、母子保健担当部署で週1回訪問のシフト体制を組み、本児の傷や痣の有無の確認と体重測定など都度事実確認と助言を実施。
- ・近隣知人から、父母が本児へ物を投げる、髪の毛を引っ張るといった乱暴な関わりについて児童相談所へ通報があり、本児の一時保護を実施。



<課題の理解と対応>

課題1 各機関における「こどもを中心」としたアセスメントの強化

- ・「こどもを中心」としたアセスメントを行うためには、各関係機関が対応の過程においてこどもの訴えを適切な方法で聴取し、こどもを守る立場の人が家庭や周囲にいるか、こどもを守る行動をとれているかという点についても十分にアセスメントする必要がある。
- ・虐待への対応において、こどもの安全の確保を中心とした対応が行われるが、その主軸には本児の成長・発達、本児にとって最善の利益は何かを考えながら、一時保護についても検討、実施するべきである。

課題2 関係機関間におけるアセスメント、判断の協働強化

- ・関わりが長期化する継続事例においては、関係機関等から収集した情報をもとに、常にそれが虐待へのリスクや虐待の重症化につながっていないかを慎重に判断すべきである。
- ・注意が必要な状況に変化があった際には各関係機関の役割分担や共有方法など具体的な方針を再確認し、認識の統一を徹底しておく必要がある。

課題3 家族内の関係性や力動の理解に基づくアセスメントとサポートの充実

- ・保護者の「生きづらさ」など、生育歴を踏まえたこどもとの愛着関係や養育能力、生活環境、経済状態、保護者間やその他の家族との関係性など、虐待の発生に影響する要因等を児童虐待対応で留意すべき点として念頭において、多角的に家族全体の状況を把握し必要な支援を見極める必要がある。

<今後に向けた共通認識>

- ① こどもの心理的なアセスメントの充実。
- ② 関係機関による情報共有の質的な向上を図り、単一機関による抱え込みによる対応を防ぐ。
- ③ 父母の生育歴や家族の関係性について改めて関係機関で情報を集めて共有し、事例検討を深める機会を設定する。

4.【特集】

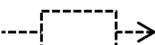
児童相談所や関係機関の対応過程において「こどもが死亡する」という結果に向かう分岐点の分析・考察

- ◆ これまで本委員会において蓄積されてきた現地調査（ヒアリング調査）時の記録等を整理し、対応過程のどこに「こどもが死亡する（こどもの安全が守られない）」という結果（等至点）に向かう分岐点があったのかについて分析・考察を行った。
- ◆ 対応過程における分岐点を探り、その分岐点において何が起こっていたのか、何が影響していたのかを考察し結果を示した。それにより、児童虐待への対応に当たる様々な関係者が、対応の転機を分けるポイント（分岐点）についてあらかじめ認識し、アンテナを張りながら対応することで、こどもの安全が守られる方向へとケースワークを進めることの一助となることを目指した。
- ◆ 対象とした事例は、第9次から第19次までの虐待による死亡事例において、現地調査（ヒアリング調査）が行われ児童相談所や関係機関の対応過程を詳細に知ることでできた40事例（うち、詳細な分析の対象となった事例は16事例）。
- ◆ 対応過程の分岐点をより確認しやすくするために特徴の共通したケースを集めてグループ化、6つのグループが抽出された。

詳細な分析の対象となったグループ

グループ名	当該グループに含まれる事例の特徴
I 転居の度に書き換えられる情報のロンドリングのプロセス	複数回転居したことが確認できる事例
II 措置解除に伴い新たなリスクが出現するプロセス	こどもが施設に入所した経緯があり家庭復帰の後に死亡に至った事例
III 保護者による関係構築の拒否がリスクにつながっていくプロセス	保護者が支援機関を拒否する姿勢であったことが確認できる事例
IV 親子関係以外の大人が家族システムを変容させていくプロセス	親子関係以外の者が主たる加害者に含まれる事例
V 保護者のメンタルヘルスの課題への関与の不備が孤立化につながるプロセス	主たる加害者がメンタルヘルスの課題を有することが確認できる事例
VI 一時保護解除時に生じた新たなリスクが影響するプロセス	一時保護の実施が確認できる事例

本特集で用いた考え方

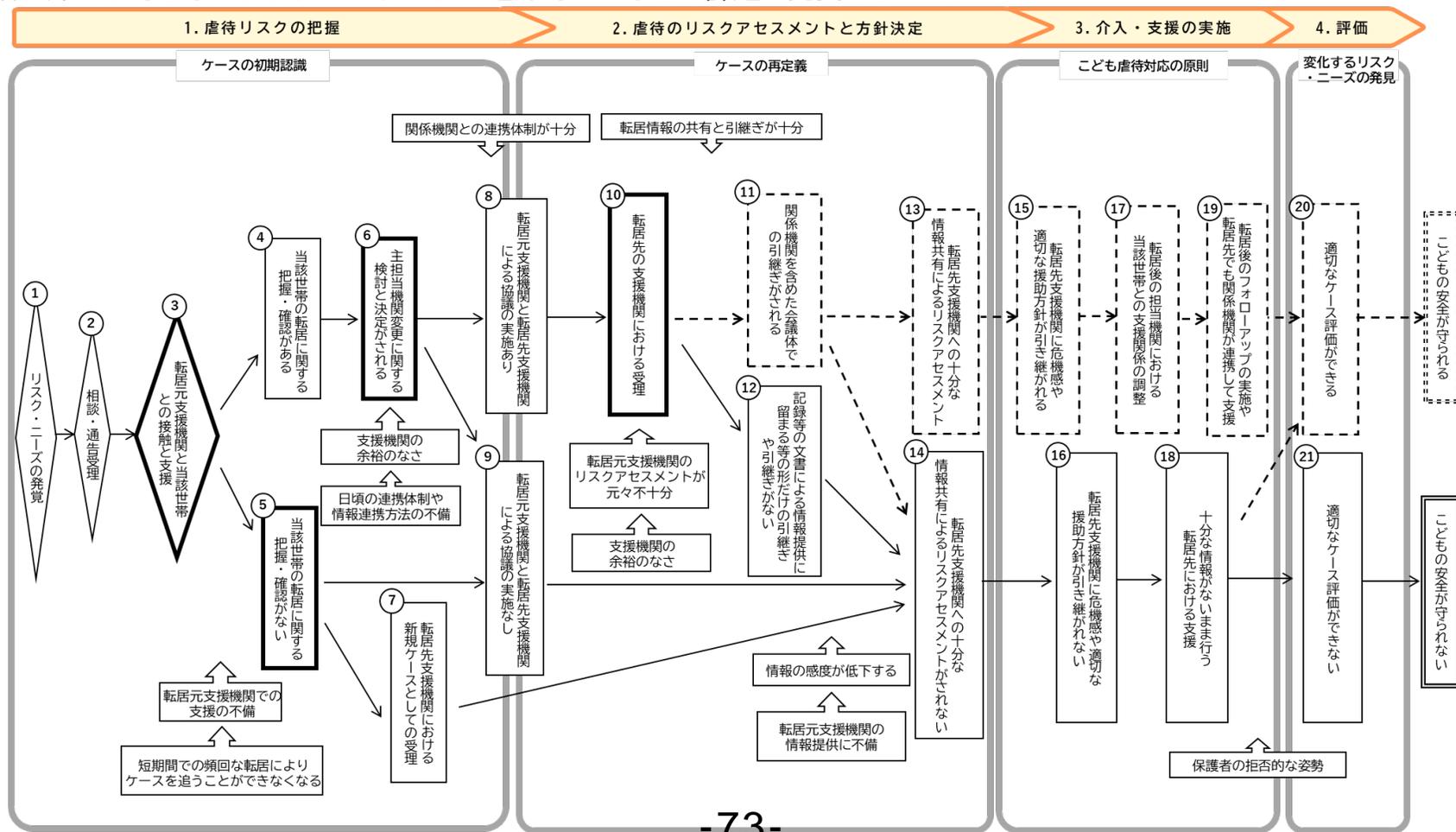
考え方	記号
等至点	
両極化した等至点	
実際のストーリーライン	
仮定のストーリーライン	
必須通過点	
分岐点	
必須通過点かつ分岐点	
社会的助勢	
社会的方向付け	
虐待対応担当部署や児童相談所の実施	 70

(1) 結果概要

<グループ I> 転居の度に書き換えられる情報のロンドリングのプロセス

[相談・通告受理]の後[転居元支援機関と当該世帯との接触と支援]を行う際に、[当該世帯の転居に関する把握・確認]ができていたかどうかで対応過程が分かれていく。

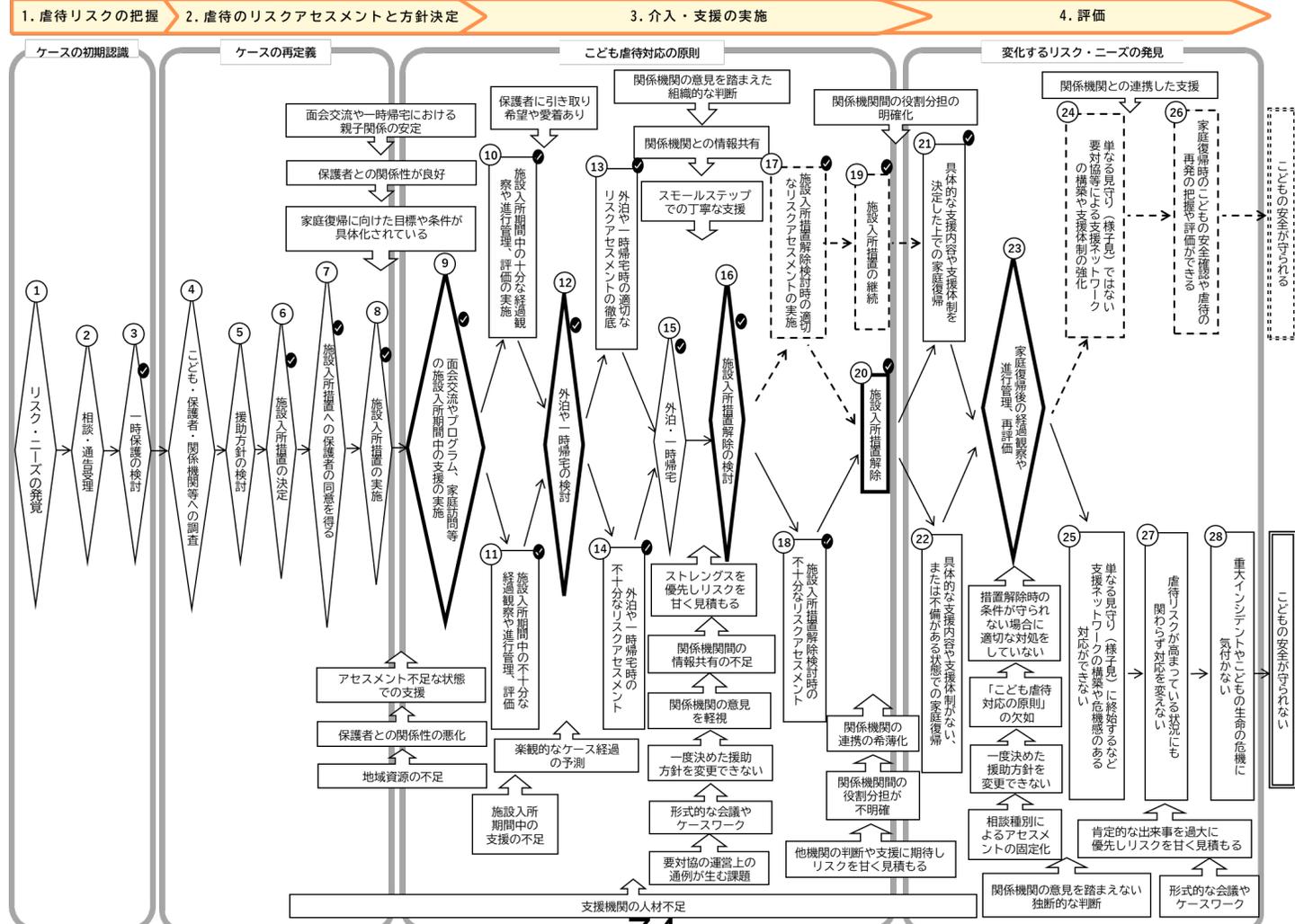
- 転居の際に十分な情報の引継ぎがなされず、転居元の支援機関において把握されていたリスクに関する引継ぎが十分にできなくなってしまった場面が共通して生じている。
 - 関係機関を含めた会議体での引継ぎだけでなく、文書の送付に留まる、あるいは引継ぎが実施されていない事例も多く、転居後のリスクアセスメントやその後の支援が適切なものでなくなったり、途切れてしまったりするケースも多かった。
- ⇒短期間での頻回な転居が繰り返される場合、タイムリーな引継ぎが難しい場合が多く、引継ぎ書類が到着する前に経過が進み事態が展開しケースを追えなくなってしまうたり、保護者と支援機関の間において関係性（信頼関係）を構築する暇もなく状況が変化してしまったり、支援や介入ができないままケースワークが進んでいくなどの課題が見受けられた。



<グループⅡ> 措置解除に伴い新たなリスクが出現するプロセス

[施設入所措置解除]後の[家庭復帰後の経過観察や進行管理、再評価]を行う際に[単なる見守り（様子見）]ではない要対協等による支援ネットワークの構築や支援体制の強化]ができるかで対応過程が分かれていく。

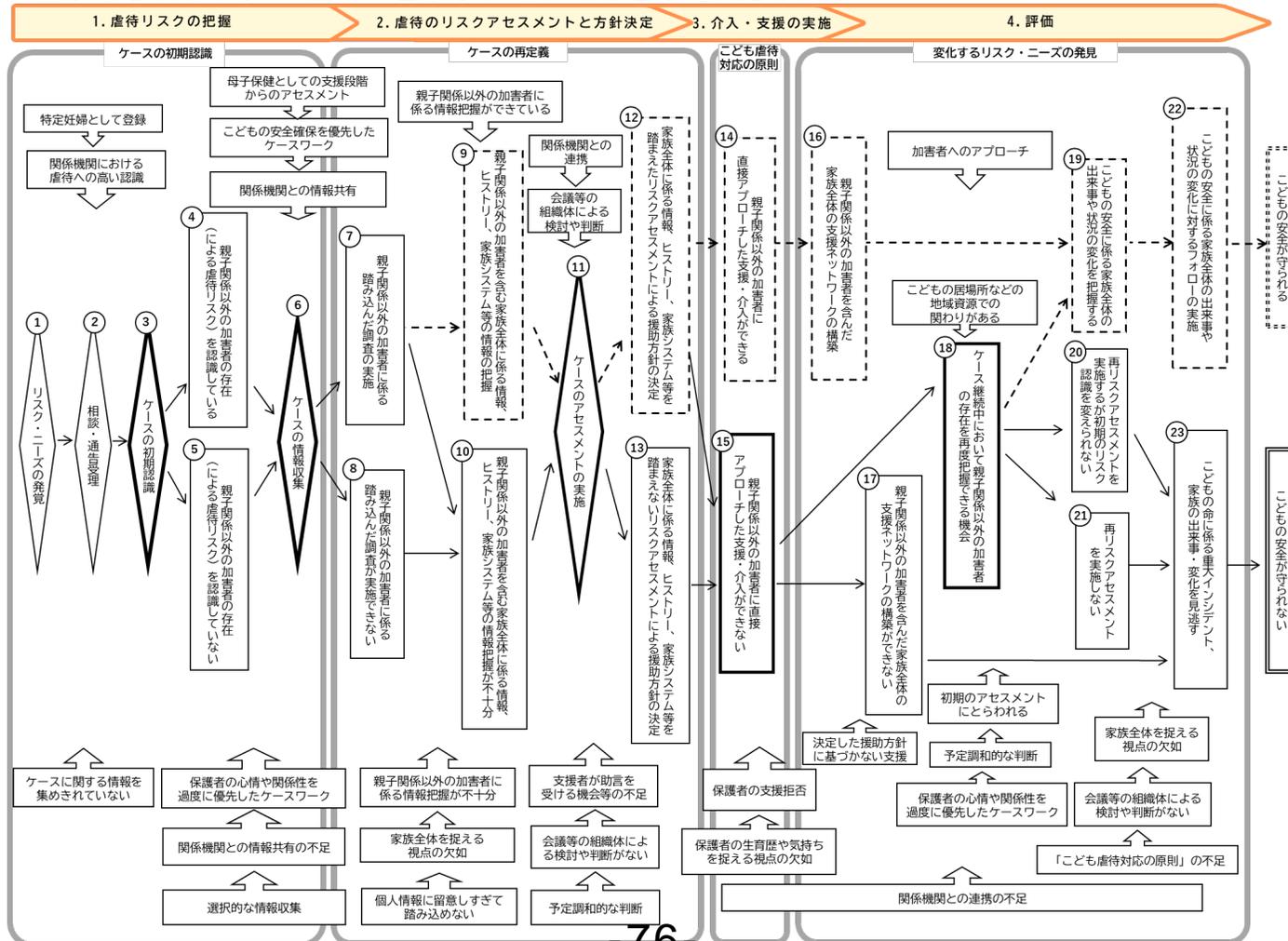
- 危機感のある対応や家庭復帰後の経過観察や進行管理、再評価ができず、虐待リスクが高まっているにも関わらず対応を変えられないような、形式的な見守りに終始している経過が共通していた。
 - 施設入所措置解除を決定する際の関係機関間の情報共有の不足や、関係機関の意見を踏まえない独断的な判断などがあげられた。
- ⇒モニタリング体制を整えていたとしても形ばかりになってしまうことや措置解除の条件としていたこどもの所属先の利用状況を確認しない、指導がないままケースが継続していくなどの「こども虐待対応の原則」の欠如が発生しているケースが見受けられた。



<グループⅣ> 親子関係以外の大人が家族システムを変容させていくプロセス

支援機関側による「ケースのアセスメントの実施」の際、「家族全体に係る情報、ヒストリー、家族システム等を踏まえたリスクアセスメントによる援助方針の決定」ができるか、「家族全体に係る情報、ヒストリー、家族システム等を踏まえないリスクアセスメントによる援助方針の決定」となるかがその後の経過に大きく影響する。

- 親子関係以外の加害者に係る情報把握ができていないか否か、また、ケースのアセスメントの実施において、家族システムや家族の力動の変化を捉えたリスクアセスメントによる援助方針の決定が実施できるかどうか分岐点となることが考えられた。
- 親子関係以外の大人の存在は、家族システムや家族の力動を変容させる要因の1つとなり、DVの構図のように家族間で支配関係が生まれているケースは多い。その点のリスクを看過して援助方針を決定した結果、親子関係以外の加害者に直接アプローチした支援・介入ができず、こどもの安全が守られないプロセスへと繋がっていくことが考えられた。

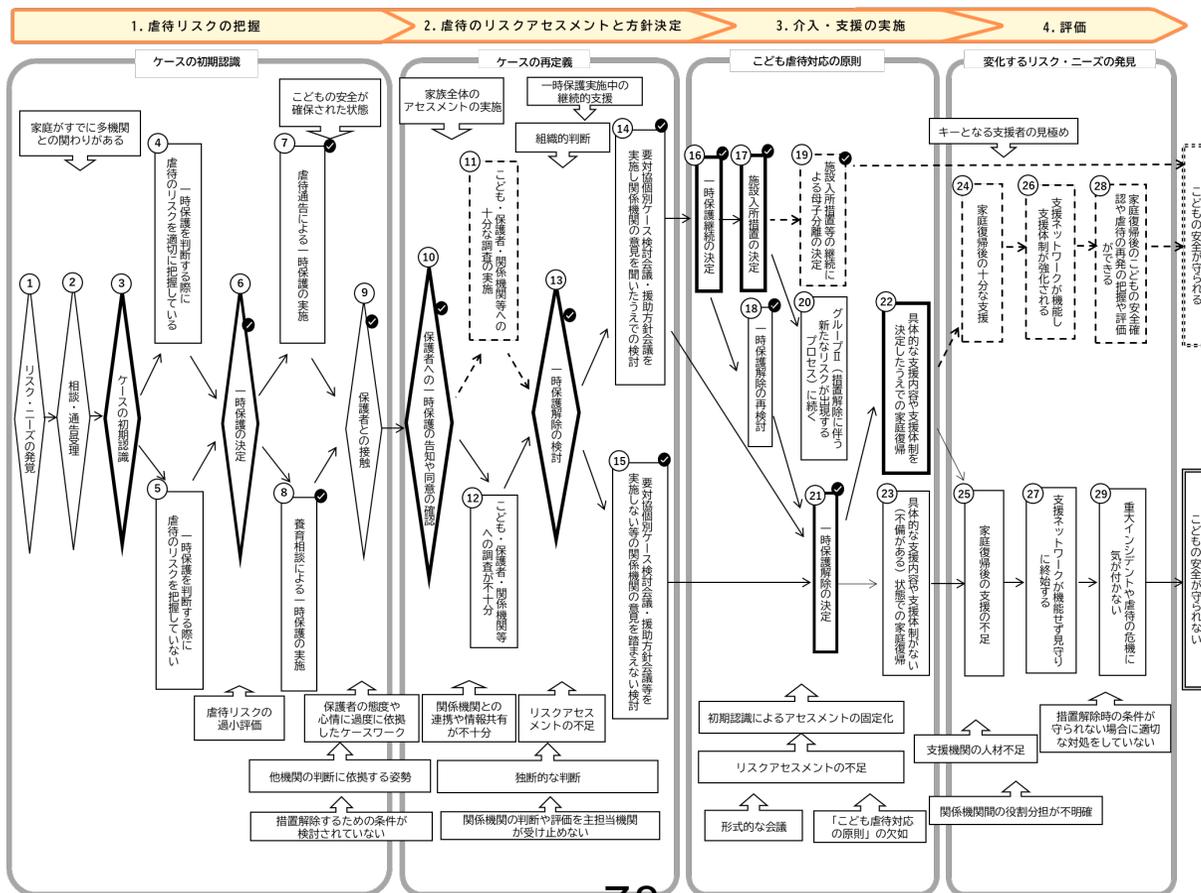


<グループVI> 一時保護解除時に生じた新たなリスクが影響するプロセス

[一時保護解除の検討]の際に、[要対協個別ケース検討会議・援助方針会議を実施し関係機関の意見を聞いたうえでの検討]となるか、[要対協個別ケース検討会議・援助方針会議等を実施しない等の関係機関の意見を踏まえない検討]となるかによって、その後の対応に大きく影響することが考えられた。

- ▶ 一時保護解除の検討の際に、こども・保護者・関係機関等への調査が不十分だったことに始まり、検討過程において要対協個別ケース検討会議・援助方針会議等をしない等の関係機関の意見を踏まえない検討になってしまう事例が散見された。
- ▶ 具体的な一時保護解除の条件を設定していないことや、一時保護解除の条件を守らない状況になっても再度一時保護をするなど適切な対応をしなかったケースもあった。

⇒ 一時保護解除してからのケースワークにおいて、関係機関間の役割分担が不明確であり、様々な支援が個々に実施されてしまい連携がとれない他、ケースワーク自体も形式的なものとなり、こどもの安全確認の怠りなどのこども虐待対応の原則の欠如などをはじめとして家庭復帰後の支援やフォローも十分でないため、重大インシデントや虐待の危機に気が付かない、あるいは危機感のある対応ができずに、こどもの安全が守られないケースが見受けられた。



(2) 総括

➤ グループ I～VIにおいて、プロセスの中で対応の転機をわける「こどもの安全が守られない流れに近づける力」として、

①関係機関との連携 ②支援機関が陥りやすいバイアス ③虐待対応機関の体制上の問題

に関する事項が挙げられた。

①関係機関との連携

- 情報共有の不備
- 関係機関間の連携の難しさ
- 責任の所在と役割分担の不明確さ
- 要対協における課題
- 各関係機関がポイント（分岐点）に与える要因

③虐待対応機関の体制上の問題

- 虐待対応機関のケース数の増加
- 人員・人材の不足
- 支援体制や社会資源の不足

②支援機関が陥りやすいバイアス

- 初期アセスメントの硬直化バイアス
初期アセスメントにとらわれ、硬直化・固定化させてしまう
- 初期アセスメントの適合選択的情報収集バイアス
初期アセスメントに適合する情報のみを選択的に収集してしまう
- 関係性を壊したくないバイアス
保護者との関係性を優先するあまり的確なアセスメントができなくなってしまう
- 過去同様案件あり大丈夫バイアス
過去に同様のケースで問題がなかったため大丈夫だと思い込んでしまう
- 他の同様リスクケースも大丈夫バイアス
他にも同じようなケースがあるので大丈夫だと思い込んでしまう
- 重大事案発生前のインシデントの見落としバイアス
死亡事例等が発生する前に起こることの多いインシデントを見落とししてしまう

➤ 最終的に6つのグループを比較し、共通して通過している／到達している事象を抜き出して「全体統合図」を作成した。

⇒ 全体統合図における対応過程におけるポイント（分岐点）を以下の4つにまとめた。

特に、分岐点4の経過を過ぎて以降は虐待対応の形骸化が起こることが考えられ、こどもの安全を守ることが難しくなる。この段階に至るまでの分岐点において、こどもの安全が守られないケースワークへと陥ることを避けなければならない。

分岐点1：ケースの初期認識(不自然さへの気づき)

分岐点2：情報に基づくケースの再定義

分岐点3：「こども虐待対応の原則」の実施における相互確認と修正

分岐点4：変化するリスクと家族が示すリスク・ニーズのサインの発見

(3) 全体統合図

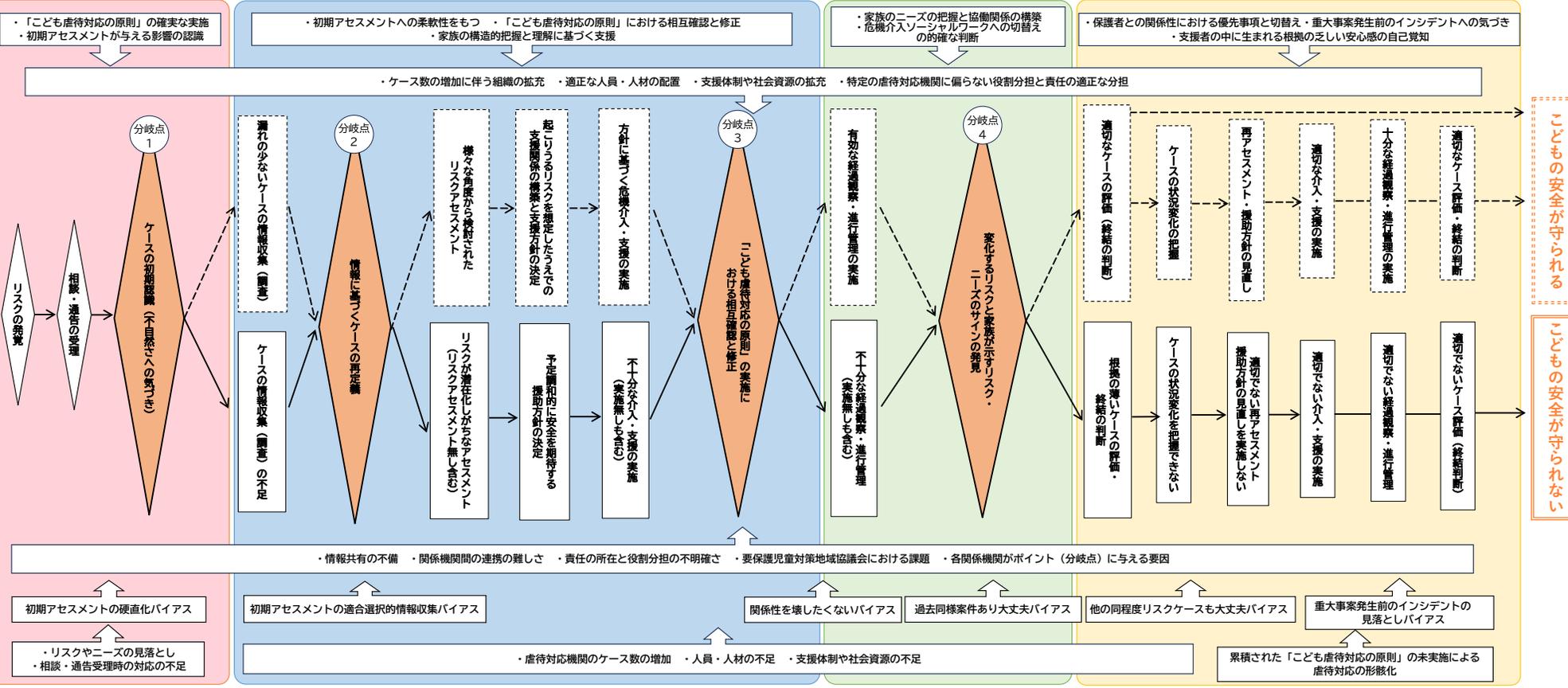
1. 虐待リスクの把握

2. 虐待のリスクアセスメントと方針決定

3. 介入・支援の実施

4. 評価

非可逆的時間



1 虐待の発生予防及び早期発見

①多胎育児の困難感への理解と支援の強化

- ・多胎育児特有の困難さや負担感に基づくリスクを察知するとともに、同じ環境下で育つ多胎児における体重差や体重増加量の違いは、保護者が抱える育てにくさや、父母における愛着の差、養育の差として捉えることもできることから、比較の視点をもつことが大切である。
- ・ニーズに合った支援を提供することで多胎家庭の負担を軽減するとともに、育児支援や育児環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防止することを徹底する役割がある。

②母親への支援を超えた「一個人」に対する理解と支援のアプローチ

- ・母親支援という概念を超えて、出産前後を問わず「一個人」としての支援は、実母に対する支援の新たな側面である。
- ・実母が地域の連携や情報共有に対し警戒を持つ場合など、実母へのアプローチが難しい場合には、家族が支援の決定に関与することで、支援者への不信感を軽減していく支援を模索することが望ましい。例えば、オープンダイアログやファミリーグループカンファレンス等の当事者参加型のアプローチの導入を検討することも必要である。

③子どもと法律上の親子関係がない者が主な加害者となっている場合の対応

- ・支援・介入のための適切なリスク判断を行うために子どもと日常的な関わりのあるすべての人物について直接会うことが重要である。
- ・交際相手等が加害者となっている場合、交際相手等の暴行により身体等に傷や痣等があれば、保護者が行う身体的虐待に準じて取り扱い適切なリスク評価を行う。調査に応じない場合はリスク評価を引き上げるなど、関係機関が密に連携し、状況に応じた慎重な判断のもと、適切な支援方針を検討する。

④子どもを中心においたニーズ把握とアセスメントの徹底

- ・各関係機関が対応の過程において子どもの訴えを適切な方法で聴取し、子どもを守る立場の人が家庭や周囲にいるか、子どもを守る行動をとれているかという点についても十分にアセスメントする必要がある。

⑤児童虐待の早期発見、安全確保等を担うこどもの所属機関としての役割の強化と虐待対応担当部署との連携

- ・こどもの所属機関は、こどもの保育、教育を担う立場としての視点を持って、こどもとその家族のアセスメントを行い、行政機関等と積極的に連携を図り、地域でこどもの権利を守る役割を担っていることを再認識することが求められる。

2 事例の特性を踏まえた対応

①-1 DV構造の理解と子どもへの影響を踏まえた対応の強化

- ・DVの構造や被害者に及ぼす心身への影響を踏まえた理解が必要であり、子どもに対しては、DVを目撃したことの衝撃に加えて、直接に目撃してなくても暴力を受けている親の養育機能の低下や加害者が強い不適切な養育、こどもの成長発達へ及ぼす影響を視野に入れたアセスメントと支援方針の見直し等が必要がある。
- ・DV関係の解消という肯定的な構造的変化においても、危機的なリスクを孕んでいることを改めて認識し、ケースを俯瞰的に捉え、慎重な対応をしていくことが重要である。

①-2 子育て中の父親支援という視点に立った対応

- ・DV加害者という立場である実父への対応と子育て中の父親への相談、支援という両方の観点で関係機関の役割分担とアプローチ方法を検討することで家族システム、家族力動の変化に応じたサポート、情報提供など、継続的な支援に繋がれた可能性がある。

②きょうだいへの虐待歴のある家庭に出生した子どもへの支援・連携の強化

- ・きょうだいへの虐待歴のある家庭に新たに子どもが出生した場合には、家庭内の構造的問題が解決されていない限りは、虐待リスクの高い状況下にある。新たに出生する子どもに虐待が起こる危険性を考慮し、速やかに安全確認と定期的なアセスメントを行うなど、虐待予防の予防措置を講じることが必要である。
- ・複数の支援機関が分担して対応する場合については、児童相談所と市区町村が「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」などを活用し、過去の経過や虐待リスクの評価に乖離が発生しないよう努めなければならない。

3 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

① 複数の関係機関が関与する事例における情報共有と連携の強化

- ・効果的な連携のために、いつ、誰が、何を、どのように支援するのかを明確にし、各関係機関の方針の再確認と認識の統一を徹底しておく。
- ・多職種による判断や外部の専門家の関与により、膠着した視点以外から新たなリスクを読み取ることや、アセスメントの固定化を防ぐことが必要である。

② 多角的・客観的なアセスメントを踏まえたこどもを中心とした支援

- ・逆境体験を重ねる環境での生活の継続はこどもの成長発達へ大きく影響し、支援者は不適切な環境での養育が継続するほど、こどもにとってマイナスの影響をもたらすという認識のもとに、速やかに対応を検討する必要がある。
- ・対応の過程においてこどもの訴えを適切な方法で聴取し、その訴えと保護者の訴えが異なる場合には、こどもの意見を尊重しリスクの再評価を行う。

③ 一時保護実施の適切なアセスメント

- ・一時保護の開始の決定の判断に当たっては、児童相談所はこどもの最善の利益を考慮しつつ、こどもの意見や意向を勘案してアセスメントし、支援方針等について総合的かつ適切な判断をすることが重要である。
- ・こどものDV目撃による心理的影響が見えにくかったとしても、繰り返される面前DVによる影響を考慮し、関係機関の協議のもとで一時保護につながる身柄付き通告を検討することも必要である。

④ 医療機関と市区町村及び児童相談所の連携の強化

- ・医療機関は、出産時の入院中において保護者の生活・育児の状況を24時間観察することができ、短時間の面談や家庭訪問では分からない母親や家族の状況を捉えることができる強みがある。
- ・退院後においては、医療機関が担う乳幼児健診や予防接種の機会が、こどもや家族にとって社会との唯一の繋がりとなることがある。市区町村の接触が難しい場合には、こどもや家族に向けた支援を行う貴重な糸口であることも意識しなければならない。

⑤ 児童相談所及び市区町村における支援の必要な保護者へ適切な支援につなげるための相談技術の向上

- ・児童虐待で対応すべき基本的事項の実施、アセスメントの再点検、死亡事例等の検証結果等の共有や研修の実施により、相談技術の向上に努めることが重要である。
- ・適切なアセスメントを行うためには、養育能力の低さや経済状態、保護者（保護者間の関係も含む）自身の背景や過去、その他の家族との関係性といった虐待の発生に影響しうる要因など、多角的に家族全体の状況を把握し必要な支援を見極める必要がある。加害者となった保護者自身の不安定な生活状況や被虐歴などを背景とした「生きづらさ」に着目して事例を理解し、支援チーム内で共有することは、家族の養育力のアセスメントや限界設定の判断に影響することを再確認する。

⑥ 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

・ 検証の積極的な実施

検証については、都道府県又は市区町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）、こどもの死亡には至らなかったが「身体的虐待」等による生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があった重症事例も含め、全事例を対象とする。

・ 検証結果の虐待対応への活用

児童虐待防止法第4条において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されたことから、検証結果は公表されるべきであり、公表に当たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。検証を実施した地方公共団体にかかわらず、すべての地方公共団体が検証結果を真摯に受け止め、主体的に事例を捉えて学ぶ資料として活用することが必要である。

1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

① 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

- ・全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して、妊娠期からの虐待予防の視点に立った一体的で包括的な相談支援体制の充実。
- ・「こども家庭センター」について、今後も着実な設置が進むよう、市区町村に対して必要な支援を継続するほか、市区町村における支援体制の一層の充実を図る。
- ・地域の実情に応じて妊産婦のメンタルヘルスに係る課題に対応できる連携体制の構築を推進していく。

② 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化

- ・精神疾患のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、精神保健の観点から、保健・医療・福祉のより一層の連携強化。

③ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知啓発や民間支援事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備を行う。

2 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進

- ・都道府県による市区町村等の支援状況や連携方策、その実態などを把握し、各機関が相互理解を深めながら同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制の整備を促進する。
- ・障害者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供や本人の意思を尊重した必要な支援を確実にを行うための体制構築等について、障害保健福祉部局、母子保健部局、児童福祉部局、文部科学省等の連携による取組を推進していく。

3 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・地方公共団体において必要な人員体制やその専門性が確保されるよう、児童相談所の医師や保健師、弁護士等の専門職の活用状況やよりよい活用例について情報の収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進を図る。
- ・「こども家庭ソーシャルワーカー」認定のための研修受講の促進について、地方公共団体等への周知を進める。

4 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

- ・地方公共団体において、要保護児童対策地域協議会の効果的な運用が行えるよう、より一層の取組の充実に向けて支援を行う。

5 一時保護の適正性及び手続の透明性の確保と解除後の支援体制の整備

- ・「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」の活用等により客観的に状況把握した上で、こどもの安全確保や保護者支援等のための具体的な支援のための計画を児童相談所・市区町村・関係機関等の役割を明確にした上で作成することを、引き続き周知を進める。
- ・一時保護解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、引き続き、地方公共団体の取組を促進していく。

6 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

- ・転居は家族に変化が生じるきっかけとなることから、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、引き続き周知していく。

7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・地方公共団体が検証を実施する際に関係機関からの情報を収集しやすいよう、必要な対応について検討を行う。
- ・地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法の調査研究結果等について周知に努めるとともに、死亡事例等重大事例が発生した際に検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討していく。

8 こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

- ・こどもの意見や意向を踏まえた対応が可能となるよう、自治体で実施してきているこどもの権利擁護体制強化事業の取組状況を踏まえ、地方公共団体における体制整備への支援や取組例の周知などの具体的な取組に関する技術的な助言をしていく。

第1次から第20次報告を踏まえた こども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク

養育者等の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である(途中から未受診の場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルーズ等)
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 保護者がDVの問題を抱えている
- こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)の妊娠
- こどもを保護してほしい等、保護者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者が虐待を否定
- 訪問等をしてこどもに会わせない
- 多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に負担がある
- 安全でない環境にこどもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している
- **保護者に複雑な生育歴・過去の逆境体験がある**

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から「こどもの様子が気にかかる」等の
情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

こどもの側面

(下線部は、第20次報告より追加した内容)

- こどもの身体、特に、顔や首、頭、**腹部**等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- **多胎児のきょうだい間で体重増加等の発育及び発達等に差異がある**
- こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに対する虐待や**不適切な養育**があった
- こどもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す
発言がある

援助過程の側面

- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定
の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足して
いる
- **こどもの声(表情、視線、泣き声、体の動かし方等含)を聴き、ニーズを
把握することを意識した対応ができていない**
- こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合
し、虐待発生のリスクを認識することができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じ
たアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 離婚や転居、きょうだいの施設入所など、生活環境や家族関係の変化に応じ
た迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援におけ
る具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

※ こどもが低年齢・未就園の場合や離婚・未婚等によりひとり親の場合に

- 84 - 該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

解説動画及び事例の特性に応じた対応のポイント集

本委員会の専門委員による本報告の重要となる部分について解説等を行う動画及び事例の特性（リスク要因）に応じた対応のポイント集を作成し、公表することとした。

第20次報告の解説動画

【目的】

死亡事例等の検証の重要性や現地調査（ヒアリング調査）事例における課題の理解と関係機関における児童虐待の再発防止のための着眼点と対応について理解を深めることを目的として、本報告の重要となる部分について本委員会の専門委員による解説等を行う動画を作成した。

【内容】

はじめに

死亡事例検証の意義
第20次報告の特徴
地方公共団体に期待すること 等

死亡事例①

実母と別居中の未就学のきょうだい実父による無理心中により死亡した事例

死亡事例②

特定妊婦であった実母の不適切な養育により多胎児のひとりが死亡した事例

重症事例

施設措置解除後に実母と養父による本児への身体的虐待によって重症に至った事例

特集

児童相談所や関係機関の対応過程において、「こどもが死亡する」という結果に向かう分岐点

事例の特性に応じた対応のポイント集

【目的】

類似事例の再発防止に活かすとともに、人材育成や要対協における理解促進等に活用されることを期待し、現地調査（ヒアリング調査）事例における主なリスク要因等に応じた対応のポイントや関連する調査研究、通知等を簡潔にまとめた。

【内容】

- ① DVが背景にある事例
- ② きょうだいへの虐待歴のある家庭の事例
- ③ 多胎家庭の事例
- ④ 保育所・学校・虐待対応担当部署(市区町村や児童相談所)が情報とリスク評価を共有できなかった事例
- ⑤ 一時保護の判断及び解除時の対応に課題があった事例

※事例の特性に応じた対応のポイント集は、毎年次の現地調査（ヒアリング調査）事例の特性を踏まえて作成・更新し、蓄積していく。

**児童虐待対応における保護者の
交際相手等への調査及び
指導等の徹底について（再周知）**

- 昨今の重大で痛ましい虐待死事案の検証等において、**親の交際相手による加害の実態**やその**加害を放置する親のネグレクト**が指摘。
➡ **交際相手等への調査・指導等**と実態に即した**リスク評価の実施**の徹底、**交際相手等への対応に係る警察との連携強化**等を通知

（１）交際相手等への対応等

<交際相手等が児童虐待防止法の「保護者」に該当する場合の調査・指導等>

- ・ 児童と親子関係にない者でも、**児童虐待防止法の「保護者」**（※）に該当する場合があります、例えば下記の①から③までの者であって、子どもを現に監護している者は保護者に該当し得る。 ※「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの」と定義。
 - ① **ほとんど同居といえる実態**があり、児童の養育に一定の関与がある者
 - ② **週に数日間や日中のみ・夜間のみなど、定期的に児童のいる家庭に滞在し**児童の養育に一定の関与がある者
 - ③ 親戚等であって、**週に数日間や日中のみ・夜間のみなど、定期的に児童を預かる**などにより児童の養育に一定の関与がある者（保育事業等を除く）。
- ・ 児童相談所や市区町村は、交際相手等が保護者に該当する場合には、交際相手等に対し、**児童福祉法に基づく調査・指導等を実施**

<実親など保護者のネグレクトへの対応の際の交際相手等への必要な調査・指導等>

- ・ 保護者に該当しない場合でも、例えば、交際相手等から児童に対して虐待を行い、実親など**保護者による「ネグレクト」**とされるケースが存在する。このようなケースにおいては、実親など保護者に対して児童福祉法に基づく調査・指導等の措置を適切に講じることはもとより、**その措置の一環として、当該交際相手等に対しても、児童の安全確保の観点から必要な対応（※）を講じる。**
※保護者訪問の際の交際相手等との適切なコミュニケーション、交際相手等の情報の関係機関への照会、交際相手等が虐待を行っている場合やめるよう求めること、状況に応じた一時保護等の対応 等

<交際相手等の事案のリスクアセスメント>

- ・ 例えば交際相手等による暴行により身体等に傷や痣等があれば、**保護者が行う身体的虐待に準じて取り扱い、リスク評価を引き上げる**など、交際相手等の加害の実態を含め、**個々の事案の実態に即したリスク評価を徹底**すること。
- ・ **交際相手等が調査に応じない等の場合には、その状況自体がリスク評価を引き上げる**べき要素となることを認識し、対応すること。
- ・ これらに加え、**社会的な支援、親族等から孤立していないか確認の上適切なリスク評価が必要**。例えば、児童が別居・離婚前の親族と現に交流している場合も考えられ、**必要に応じて、保護者や児童等からの聞き取りを行う**ことが重要。また、児童が別居・離婚前の親族と面会交流がない場合や地域との繋がりが無い場合等は、社会的な支援、親族等から孤立している可能性もあるため、実態に応じ、適切にリスク評価を行うこと。

<交際相手等の実情に応じた警察等との連携>

- ・ 児童相談所及び市区町村は、児童虐待防止法に基づき、児童虐待の蓋然性が認められる場合には、**交際相手等の情報についても各都道府県警察に対して照会することが可能**であり、積極的に連携して対応
- ・ 児童相談所や市区町村と警察との間で**協定の締結**等により、児童相談所や市区町村から**警察への虐待等の情報共有を徹底**。
- ・ 児童相談所等は、保護者であるかないかを問わず、**交際相手等への対応においても、必要に応じて、警察署長に対する援助要請等を行い、警察官に調査・指導の際の同行**を依頼するなど、子どもの安全第一に適切に対応。

（２）その他の児童虐待事案への対応の徹底

- ・ **要対協の実効性の確保**のため、児童相談所と市区町村の間で相手方の積極的な関与を期待しながら対応の整理がなされていない事案等がないか、市区町村に対して**確認や関係者間の必要な調整を要請**。 ※厚労省において要対協の実効的な在り方を検討する調査研究を令和4年度に実施
- ・ 児童相談所において医師の配置、常時弁護士配置又はこれに準ずる措置が義務化されたところであり、**より一層の専門職の関与による児童虐待防止の取組を要請**。 ※児童福祉司等が児童相談所の医師とともに親権者等や児童と面談して医学的見地から児童の態様を確認すること等

令和7年度概算要求について (虐待防止対策関係)



【令和7年度概算要求】
4, 386億円の内数+事項要求

【令和6年度予算】
(3, 829億円の内数)

【主な概算要求の内容】

加速化プランに基づき、児童虐待防止施策等の更なる強化を図り、多様なニーズを持つこども・若者に対する包括的な支援体制を構築する。また、子ども・若者育成支援推進法において、支援に努めるべき対象とされたヤングケアラーについて取組を強化し、支援の促進を図る。

- こども家庭センターの人員体制強化**について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る。
また、こども家庭センター職員に対する、**組織構成・マネジメント、統括支援員の実務に関する研修等の実施に係る補助**を行い、**こども家庭センター職員の専門性の強化**を図る。
- 児童相談所の人材確保のため、職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築や、業務負担軽減・効率化に向けたシステムの高度化**を図るとともに、**一時保護施設において、こどもの個別性を尊重したより適切なケアの提供を推進するため、職員配置等の環境改善**を図る。また、令和7年度から導入される**一時保護開始時の司法審査に伴い、当該事務を行う職員配置**に必要な支援や、性的虐待等を受けたこどもに行う**被害事実確認面接を実施する職員への研修受講等に係る補助**、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられた「**こども家庭ソーシャルワーカー**」の資格取得が進むよう受講希望者が研修等に参加しやすくなるための補助を行い、職員の体制強化及び専門性向上を図る。
- 虐待等により家庭に居場所がないこども・若者がそのニーズに合わせて支援が受けられ、**宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）**に対する補助、様々な困難に直面する学生等に対し、生活物資をアウトリーチ型で届けること等をきっかけとして、**若者との新たなつながりを生み出し必要な相談支援につなげる取組に対する補助**を行い、こども・若者視点からの新たなニーズへの対応するための施策を推進する。
- ヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるため**定期的な実態調査の実施のための初期経費についての補助**、都道府県等において、**18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を行うコーディネーター配置のための補助**を行い、ヤングケアラー支援体制の充実を図る。

【主な内訳】	◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	293億円	(177億円)
	◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,533億円	(1,485億円)
	◇ 子ども・子育て支援交付金	2,431億円+事項要求	(2,074億円)

目次

※ □ は、R7予算概算要求で創設した内容。
その他は、既存事業の組み換えや継続実施等。

こども家庭センターの設置促進、児童相談所の体制強化等に関する取組

拡充	利用者支援事業（こども家庭センター型）	3、4
拡充	児童虐待防止対策研修事業 こども家庭センター職員の専門性強化に係る研修の充実	5
拡充	市町村相談体制整備事業	6
拡充	支援対象児童等見守り強化事業	7
新規	こども家庭センター設置・機能強化促進事業 設置や機能強化に向けて市町村への支援を行う事業の創設	8
拡充	一時保護におけるこどもの状況等に応じた個別ケアの推進等環境改善	9
新規	児童相談所等におけるICT化推進事業	10
拡充	児童相談所体制整備事業 司法審査の導入に伴う職員の配置経費の創設	11
拡充	被害事実確認面接支援事業 研修受講や備品購入経費の創設	12
新規	児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業	13
新規	児童相談所等業務効率化促進事業	14
	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	15

目次

新規	児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業	16
新規	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	17
拡充	虐待・思春期問題情報研修センター事業	18
拡充	児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム	19
拡充	児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール	20

ヤングケアラー等子ども・若者支援に関する取組

拡充	子ども若者シェルター・相談支援事業	21
新規	虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援	22
拡充	ヤングケアラー支援体制強化事業 実態調査の初期経費、18歳以上支援のための職員配置加算の創設	23、24

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
 令和7年度概算要求額 2,431億円の内数+ 事項要求（2,208億円の内数）

事業の目的

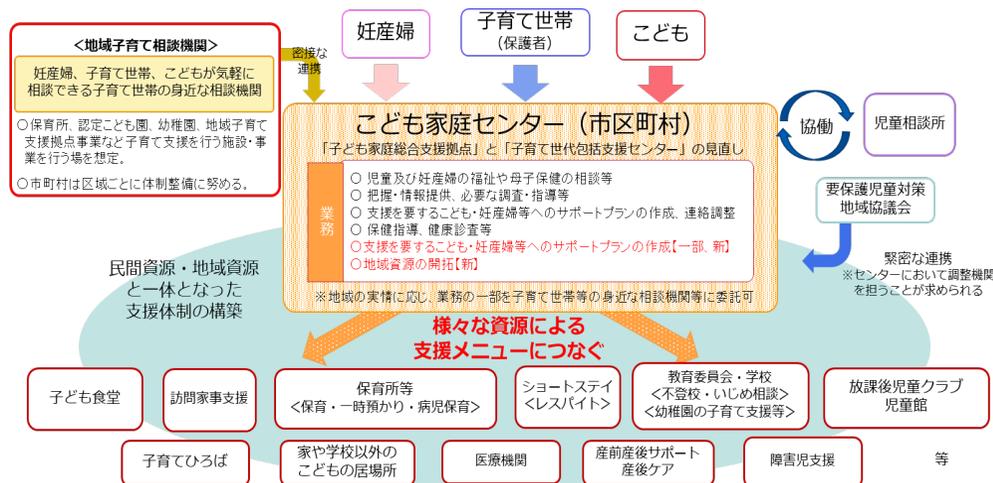
- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

事業の概要

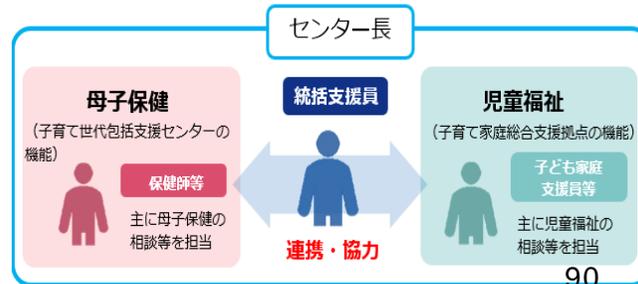
※従来の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

<業務内容>

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



<こども家庭センターにおける一体的支援>



実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、 都道府県：1/6、 市区町村：1/6

【補助基準額】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,324千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	14,331千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,994千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	11,834千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,491千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,337千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	3,771千円	小規模A型	9,205千円
小規模B型	9,700千円	小規模B型	15,134千円
小規模C型	16,133千円	小規模C型	21,567千円
中規模型	21,588千円	中規模型	32,455千円
大規模型	40,091千円	大規模型	61,825千円
上乗せ配置単価	2,715千円（1人当たり）	上乗せ配置単価	常勤職員 5,646千円（1人当たり） 非常勤職員 2,715千円（1人当たり）

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円（1人当たり） 委託の場合 5,646千円（1人当たり）

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円（1人当たり） 委託の場合 5,646千円（1人当たり）

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、こども家庭センター1か所当たり1人とする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1市町村当たり 3,330千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されたこども家庭センターに配置する統括支援員その他の職員の研修に要する経費を補助する。

事業の概要

児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。

①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所専門性強化事業、⑧こども家庭センター専門性強化事業、⑨医療機関従事者研修、⑩研修専任コーディネーターの配置

実施主体等

【実施主体】

①～⑤、⑦、⑩：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥、⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

① 児童福祉司任用前講習3,157千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,157千円
③ 2,339千円（委託の場合217千円） ④ 3,052千円 ⑤ 2,339千円（委託の場合108千円）
⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
⑦ 1,668千円
※一時保護施設職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算
⑧ ア) 組織構築・マネジメント研修 496千円、イ) 統括支援員実務研修 496千円、ウ) 相談支援強化研修 993千円
⑨ 1,879千円 ⑩ 5,333千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 市町村が、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る。
- こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるため、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等）と連携し、こどもがこども家庭センターにアクセスしやすい環境を整えるとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、専門人材の活用を促進する。
- 学校等が把握し市町村のこども家庭センター等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

事業の概要

- ① 市町村スーパーバイズ事業
市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業
ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。
イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。
- ③ **相談支援体制強化事業（仮称）**（※ 令和5年度補正事業「こども家庭センターにおけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備」）
① こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当するこども担当職員を配置する。
② 公認心理師・精神保健福祉士等の外部専門職を派遣・配置する。
- ④ ヤングケアラー支援事業
学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

実施主体等

【実施主体】市町村 【補助率】国：1／2、市町村：1／2

【補助基準額】①：中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円、②：1市町村当たり 交付要綱による

③：こども担当相談員の配置 1市町村当たり 2,715,000円／人（最大2名まで）

専門人材活用促進 1市町村当たり 2,982,000円

④：1市町村当たり 2,024,000円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ **都道府県**から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）

こどもの居宅等を訪問して以下の支援を実施



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】①及び②：国2/3（市町村1/3）、③：国2/3（都道府県1/3）

【補助基準額】①：1か所当たり 10,234千円、②：1か所当たり 5,218千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）⁹⁴

〈こども政策推進事業委託費〉令和7年度概算要求額 1.1億円（－億円）

事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村(全体の約5割)での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。

事業の概要

国から委託を受けた事業者が、以下①のほか、**都道府県と協働して②～⑤を実施**し、市町村こども家庭センターの設置と機能強化を促進する。

未設置の市町村

- ・どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいのか？
- ・既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか？
- ・同じくらいの人口規模で設置した自治体の例が知りたい

機能強化が必要な市町村

- ・合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいのか？
- ・サポートプランを家族と作って活用するには？他自治体の例は？
- ・家庭支援事業等をどのように構築して活用していけばいいのか？

設置の推進
(相談対応・研修等)

機能強化の推進
(相談対応・研修等)

都道府県

設置の制約や機能の状況をどのように把握し、市町村をどう支援するか？

協議
情報交換

都道府県と
協働して
②～⑤による
相談・支援を実施

国（受託事業者）

① 先進事例の集約・視覚化

アドバイザー確保

設置率の高い
都道府県の職員

有識者

設置済み市町村
の設置・運営担当者
機能が充実した市町村
の実践者等



② 未設置市町村の状況把握・課題分析

③ 課題分析や先進事例に基づく未設置市町村への相談対応・助言

④ 設置や各機能強化のためのアドバイザーによる助言・研修の提供

⑤ 人口規模が近い市町村同士が情報交換できる場や仕組みの創出

実施主体

【実施主体】 民間事業者

【補助率】 10/10

<児童入所施設措置費等国庫負担金> 令和7年度概算要求額 1,533億円の内数(1,485億円の内数)
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

- 一時保護施設においても、家庭における養育環境と同様の環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの権利擁護を推進し、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供する観点から、一時保護施設的环境改善が求められている。
- 一時保護施設的环境改善に当たっては、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進など複合的に実施することで、一時保護施設が抱える諸課題に適切に対応していく。

事業の概要

(1) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定したことに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職(看護師、学習指導員、心理療法担当職員)の配置など、一時保護施設的环境改善を図る。

(2) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

(3) 一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施

多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員(リクルーター)の配置に要する経費の補助を行う。また、一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

(4) 一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

(5) 一時保護施設における夜間対応の強化

近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2

都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】<児童入所施設措置費等国庫負担金>

(1) 【R6単価(その他地域)】看護師：5,413千円、学習指導員：5,351千円 等

(2) 【R6単価(その他地域)】1グループ当たり：6,906千円

※ 金額については予算編成過程で検討

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

(3) 委託先開拓 1自治体当たり 基本分：5,882千円
加算分：最大2,496千円

心理サポート 1自治体当たり：5,647千円

(4) 一時保護施設1か所当たり：1,000千円

(5) 児童相談所1か所当たり：2,725千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

事業の概要

- 児童相談所等（※）におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

（活用例1）

①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（活用例2）

職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（※）児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（I型及びII型）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

（活用例1）ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等

児童相談所
相談支援機関

関係機関とのオンライン会議等による連絡・調整

（活用例2）タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等

自立支援計画の作成・共有
養育・支援の実施状況 （家族情報（やりとりも含め）、身体測定、既往歴、性格、生活記録等）
日常記録 （体温・食事摂取・排泄等の状況、疾病、過ごし方等）

児童養護施設等

テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市区町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円

【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2）

ii. 上記以外

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）

国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。さらに、令和4年改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護開始時の司法審査が導入されることから当該事務を行う職員の人件費について補助を行い、体制強化を図る。

事業の概要

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 市町村との連携強化事業
児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。
- ③ 24時間・365日体制強化事業
夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等を配置する。
- ④ 司法審査対応職員配置事業
令和4年改正児童福祉法により、令和7年度より導入される一時保護開始時の司法審査事務について必要な職員を配置する。
- ⑤ 医療連携支援コーディネーター配置事業
虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への一時保護委託を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。
- ⑥ SNS等相談事業
児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。
- ⑦ 通訳機能強化事業
日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～⑤：児童相談所1か所当たり、⑥⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 ② 市町村との連携強化事業 4,212千円 ③ 24時間・365日体制強化事業 最大17,259千円

④ 司法審査対応職員配置事業 最大5,148千円 ⑤ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円

⑥ SNS等相談事業 41,316千円 DV相談も併せて行う場合 31,616千円を加算 ⑦ 通訳機能強化事業 10,560千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

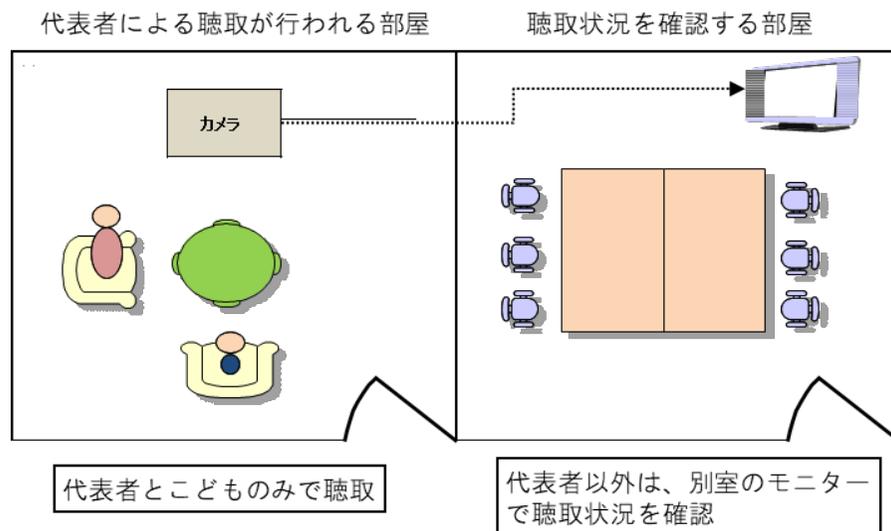
事業の目的

- 性的虐待等を受けたこどもに対して、何度も同じ内容を聞くことはこどもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者もこどもへの聴取を行うことになるが、その際も、こどもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、こどもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託等に係る費用や**研修受講費用、面接に必要な備品購入費用の補助を行い、面接の質の向上を図る。**

事業の概要

- ① 協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、面接実施に係る打ち合わせや専門の訓練を受けた面接者の派遣等の業務や心理的ケアを実施する民間団体への委託等に係る費用を補助する。
- ② 被害事実確認面接に係る研修受講費用を補助する。
- ③ 被害事実確認面接に必要なモニター等の備品購入に係る費用を補助する。

<協同面接を含めた被害事実確認面接等の実施イメージ>



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

- ①自治体1か所あたり 最大2,520千円
- ②自治体1か所あたり 90千円
- ③児童相談所1か所あたり 1,000千円

【補助率】 国：1 / 2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：10 / 12

事業の目的

① <民間児童福祉推進助成事業費補助金>	令和7年度概算要求額	55百万円の内数（-百万円）
② <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>	令和7年度概算要求額	293億円の内数（177億円の内数）
③ <こども政策推進事業委託費>	令和7年度概算要求額	1.0億円（-億円）

- 児童相談所においては、これまでも、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきたが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。

※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が51%、勤務年数3年未満の児童心理司が48%（いずれも令和4年4月時点）

※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。

（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）

- 今後、令和5年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護施設保育士、児童指導員）の魅力発信【採用支援】
- ・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】

②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援【人材定着支援】

③VR等を活用した研修システムの作成

全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。
【人材育成支援】

実施主体等

【実施主体】①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：民間団体（委託）

【補助率】①：国10/10 ②：国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2） ③：国10/10

【補助基準額】①：28,339千円 ②：1か所当たり19,994千円 ③：1テーマ当たり50,000千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている(※)。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。
(※) 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるAI・ICT等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。
- また、改正児童福祉法において、市町村は令和6年度からこども家庭センターを創設することが努力義務となっており、当該センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備することとなるが、母子保健と児童福祉の分野横断的に支援する必要があることから、ケース記録の共有等を通じ、その相互連携を図る必要がある。
- このような、情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所やこども家庭センターの業務の改善を図る。
- 令和6年度において実施する調査研究で児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、児童相談所等における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のDXを推進する。

事業の概要

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

- ① 児童相談所(都道府県等)
 - ・一時保護状請求書(仮称)の発行(※)(既存のケース記録等と連携)
 - (※) 改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書(仮称)を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。
 - ・電話・会議の文字起こし
 - ・外出先での業務環境の確保(ケース記録の閲覧等) 等
- ② こども家庭センター(市区町村)
 - ・母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧、両部門間の情報共有や業務連携
 - ・児童相談記録システム(音声・文字認識等含む)の導入、各種住民情報等との連携機能の開発 等



実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。) ② 市区町村

【補助率】

- ① 国: 1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市: 1/2 ② 国: 1/2、市区町村: 1/2

【補助基準額】

- ① 1自治体当たり 15,000千円 ② 1市区町村当たり 30,000千円

<児童入所施設措置費等国庫負担金> 令和7年度概算要求額 1,533億円の内数(1,485億円の内数)
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

- ① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助
児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。
- ② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助
こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要となる経費の補助を行う。
- ③-a 資格取得者の配置に対する手当の補助
児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置する場合に、当該職員に係る手当の補助を行う。
- ③-b 資格取得者の配置に対する手当の補助
児童養護施設等や一時保護所に資格を有する職員を配置する場合の措置費として、当該職員に係る加算（手当）を設ける。

実施主体等

【実施主体】

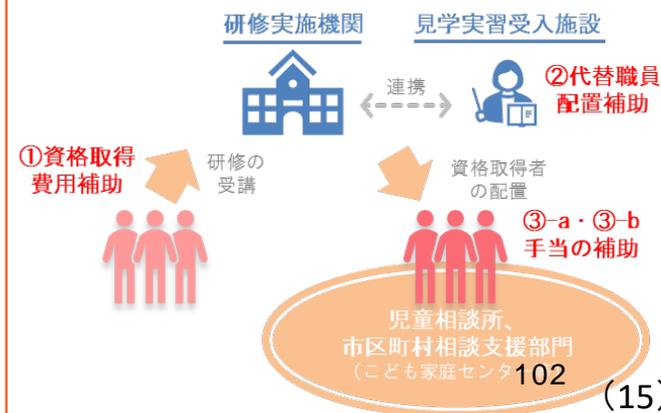
- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- ③-a 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ③-b 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等

【補助基準額】

- ① (受講ルートにより異なる)
- ② 1日あたり8,620円
- ③-a 240千円
- ③-b 292千円

【補助率】

- ① 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
 - ② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
 - ③-a 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
 - ③-b 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2 もしくは 国：1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4
- ※③-bについては、児童入所施設措置費等国庫負担金にて対応



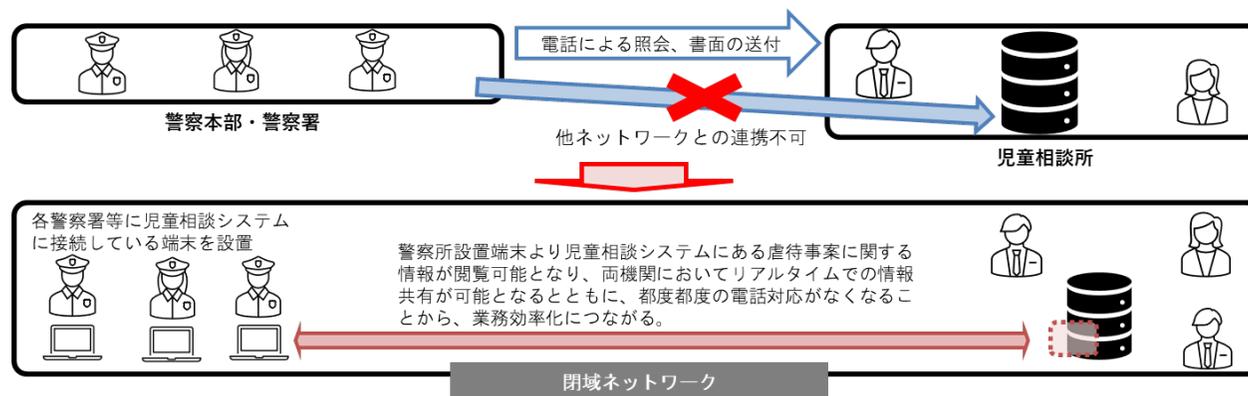
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行い、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する

事業の概要

- 児童相談所・警察署等における情報共有システムの構築のための費用について補助を行う。
 - ① 警察署等への端末整備
警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認できるようにする。
 - ② 児童相談所システム改修
児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能（例：児童通告書）を追加する。



実施主体等

【実施主体】	①警察署等への端末整備	都道府県
	②児童相談所システム改修	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助割合】	①警察署等への端末整備	国：1/2（都道府県：1/2）
	②児童相談所システム改修	国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
【補助基準額】	①警察署等への端末整備	1自治体当たり 30,550千円
	②児童相談所システム改修	1自治体当たり 20,460千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

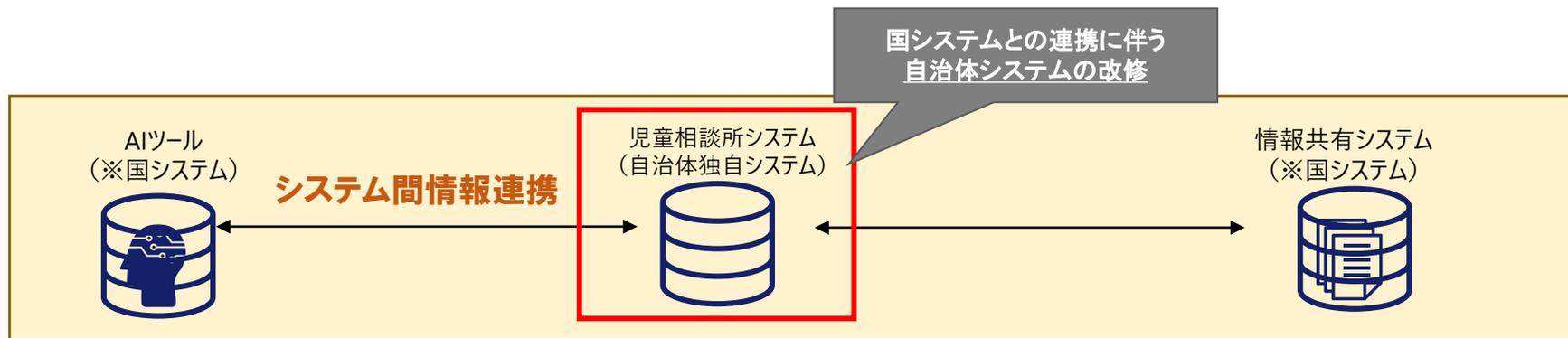
- 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを構築する。

事業の概要

児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修経費を補助する。

- ✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

- ①一時保護の判断に資するA Iツールに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市
- ②要保護児童等情報共有システムに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2

【補助基準額】 1自治体当たり ①：19,250千円、②：7,700千円

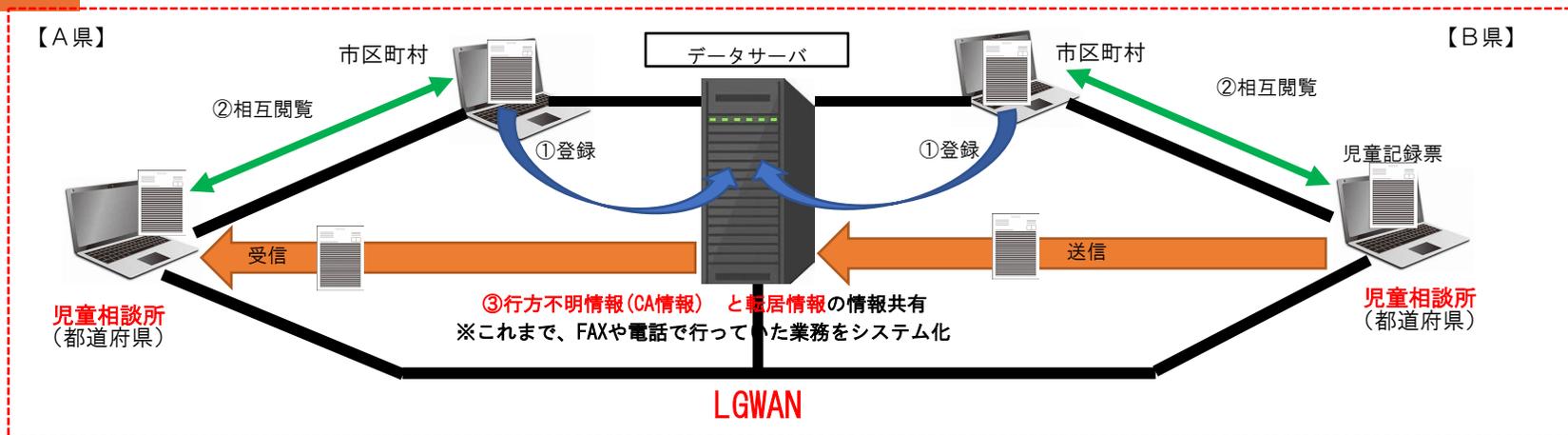
※都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 近年発生した重篤な児童虐待事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられていることから、要保護児童等が行方不明となった場合や転居した場合に児童相談所間で迅速かつ確に情報共有を行い、リスクの共有を図るとともに、児童相談所と市区町村において必要な情報共有を行うことができる仕組みが必要。
- 令和3年9月1日から、全国の児童相談所において、本システムを活用し、要保護児童等の行方不明情報及び転出転入情報の共有を開始。

事業の概要



<拡充内容>

令和7年度については、通常の運用保守業務に加え、次期システム更改（令和9年度）に向けた、

- ・ 現行システムの課題抽出や、次期システムの設計方針検討、仕様要件定義案の策定
- ・ 現行システムから次期システムへのデータ移行方法の調査検討等を行う。



実施主体等

【実施主体】横浜市（子どもの虹情報研修センター）

【補助率】国：10/10

【資金の流れ】

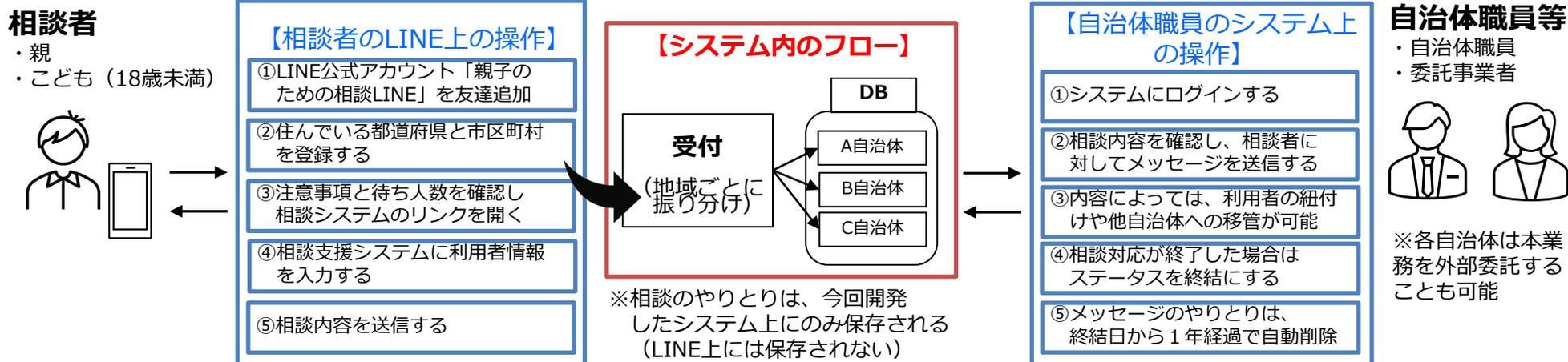


令和7年度概算要求額 3.3億円（令和5年度補正予算：2.4億円 令和6年度当初予算：3.0億円）

事業の目的

- 児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）

事業の概要



(※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

<拡充内容>

- ①利用者の過去の相談履歴を分析し、頻出するキーワードを可視化する機能を追加
⇒利用者がよくチャットで発言する文言をシステムが分析し、相談対応中に視覚的に簡単に（直観的に）職員が確認できる機能を追加することで、職員の作業負担軽減ができ、且つ相談の質の向上のための一助として活用。※過去の相談履歴を全て読まなくても、相談者の相談内容の傾向を掴むことが可能
- ②相談終了後に利用者アンケートを送付する機能を追加
⇒相談終了後にシステム内で利用者アンケート（ユーザー満足度）を送付することで、本システムに対する意見を収集できるほか、システム導入の効果検証を行うことが可能となり、適切な改善に繋げていくことが可能となる。

実施主体等

【実施主体】民間事業者 【補助率】国：10/10 【資金の流れ】



令和7年度概算要求額 4.3億円（令和5年度補正予算：5.5億円 令和6年度当初予算：2.2億円）

事業の目的

- 増え続ける児童虐待相談への対応により児童相談所の業務負担が大きくなる中で、AIやICT技術を活用し、職員の負担を軽減していくことが重要
- 業務負担軽減効果の高い全国統一のツールを作成することで、児相職員が保護者やこどものケースワークに専念できる環境づくりを構築する

事業の概要

Point

- 面談や電話での音声情報を即時テキスト化+要約を行うことで、**現場で大きな負担となっている記録業務を軽減し、業務効率化を推進。**
 - リスクアセスメント情報を**AIが解析・予測**することで、**一時保護判断の参考となる指標の表示等を行い、職員の判断をサポート。**（※）
- ※ 統計的なデータの分析を行うことで、職員が行う一時保護の判断のサポートが目的であり、職員に代わって判断するものではない。

Step1 音声情報等の入力

- ・面談音声情報
- ・電話音声情報
- ・アセスメント情報 等



入力

Step2 AIツールによる解析

- ・学習データを蓄積
- ・蓄積されたデータを活用し、入力情報からAIが解析・予測

※タブレット等による外出先・訪問先での即時・的確な対応も想定

出力

Step3 テキスト情報等の出力

- ・音声のテキスト化
- ・AIによる面談記録等の要約
- ・一時保護スコア 等



※ 令和6年度にプロトタイプ版による試行・検証を実施予定

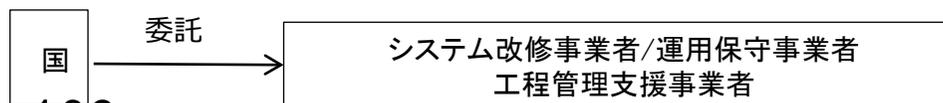
<要求内容>

令和6年度に実施する本ツールの試行検証結果等を踏まえ、現場にとって有用なAIツールを提供することを目的とした以下の機能改修を実施
※このほか、システム運用保守や工程管理支援に関する経費を要求

- ① **音声マイニング等による相談内容（電話・面談）の記録作成支援等でのAI活用** ※児相現場で大きな負担となっている**記録業務のICT化**や**経過記録の標準化**に寄与
 - ・音声マイニング等による記録作成支援機能の開発及び読み取り/要約精度の向上
 - ・アプリケーション化の検討（通信環境に左右されずに活用可能）、相談内容に関連する法令等の即時検索・表示機能の実装 等
- ② **各自治体の児童相談所システムとの連携作業** ※①で読み取った情報の**円滑な連携**が可能になるほか、将来的に**国・自治体間の情報連携推進**に寄与
 - ・API連携機能の拡張
 - ・APIと各児相システムが接続するに当たっての業務支援、接続テストによる課題把握・検討 等

実施主体等

【実施主体】民間事業者 【補助率】国：10/10 【資金の流れ】



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたいなど、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。 ※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

①宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



②基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】1か所当たり 基本分：17,579千円、加算分：23,087千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

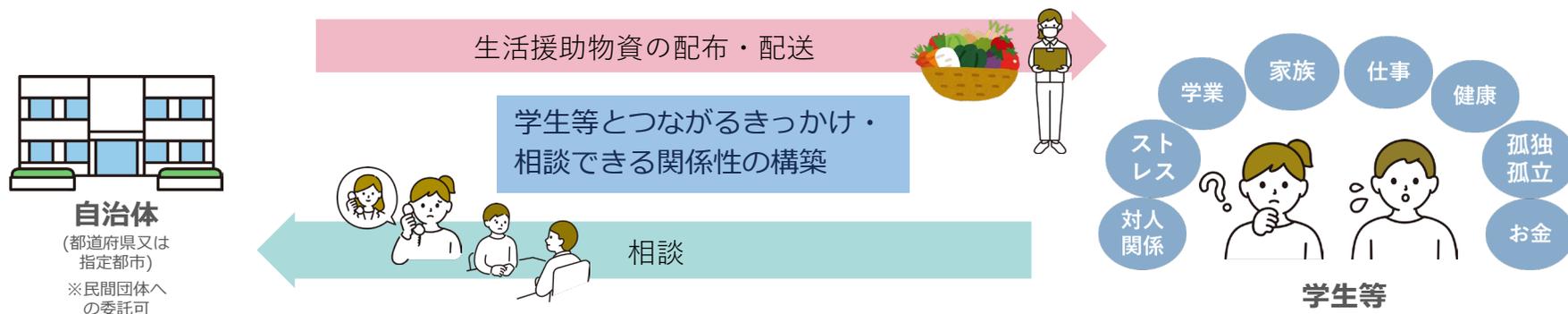
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

事業の概要

①生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

【具体的方法】

- ①：フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



実施主体等

- 【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）
- 【補助率】国：1／2、都道府県、指定都市：1／2
- 【補助単価】都道府県：77,493千円、指定都市：47,018千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行)
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法**による実態調査を定期的(少なくとも年に1回程度)行うことが重要としている。
- さらに、ヤングケアラーの把握と支援導入には、福祉・介護・医療・教育機関等の関係機関の職員によるアウトリーチとヤングケアラーへの理解促進が重要であり、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、職員研修の積極的な実施が求められるところ。
- こうした取り組みを促進するため、実態調査や関係機関の職員(要対協、子若協の構成機関を含む)がヤングケアラーについて学ぶための研修等の実施に必要な経費の補助を行う。

※1 こども家庭庁HP参照 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

事業の概要

①実態調査・把握

市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施
都道府県は、市区町村と連携し、高校生世代を対象とした実態調査を行う他、主に18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的として、介護・障害などのサービス事業者や支援者団体を対象として実態調査を実施

②実態調査スタートアップ加算 拡充

実態調査を定期的(少なくとも年に1回程度)に実施するには、自治体の負担軽減(調査コスト等)が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築(例えば、特定の項目に該当するこどもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等)を実施

③関係機関職員研修

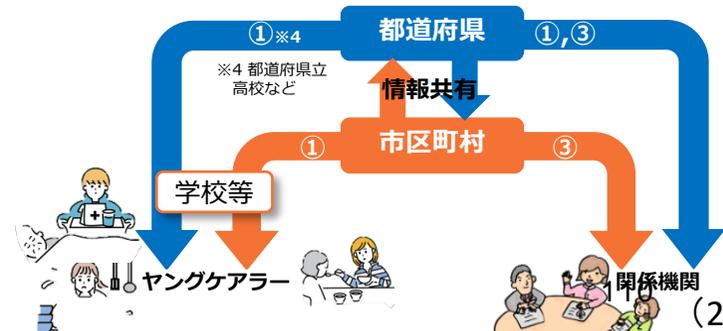
ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、子ども本人や保護者、関係機関※2、専門職員、支援者団体等を対象に、各地方自治体や教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応方法についての研修を実施

※2 児童相談所、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護・介護事業者、医療ソーシャルワーカー、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、地域包括ケアセンター、介護保険事業者、障害福祉サービス所、市町村保健センター、保健所、民生・児童委員、司法関係機関、日本語学習支援機関、民間団体等

実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体※3	都道府県、市区町村			
	実施主体	1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
実施事業				
①実態調査・把握		6,100千円	3,153千円	1,709千円
②実態調査スタートアップ加算 <small>拡充</small>		2,123千円	1,930千円	1,737千円
③関係機関職員研修		4,174千円	2,484千円	1,812千円
補助率	国：2/3、実施主体：1/3			



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。
- 子ども・若者育成支援推進法改正により、ヤングケアラー支援の対象年齢はおおむね30歳未満（状況により40歳未満）とされ、18歳前後での切れ目ない支援が重要であるが、活動圏域が広域になる若者世代は、主に都道府県において、オンライン相談を含む個別支援や市区町村へのつなぎ、ピアサポートの体制整備等が望まれることから、都道府県にヤングケアラー・コーディネーターを配置するための補助を創設する。

事業の概要

- ①ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関や民間支援団体と連携して相談支援を行い、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置
⇒都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置（事業委託を含む）する場合、加算を行う。
- ②ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
⇒進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントの開催において、加算を行う。
- ③ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等
- ④外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等

実施主体等

実施主体	都道府県、市区町村			
	実施主体	1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
実施事業				
① ヤングケアラー・コーディネーターの配置		17,786千円	11,408千円	6,429千円
● 18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応加算	● 拡充	7,896千円 (都道府県に限る)	-	-
② ピアサポート等相談支援体制の推進		7,708千円	5,229千円	2,690千円
● キャリア相談支援加算		6,078千円	4,052千円	2,026千円
● イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算		3,181千円	2,739千円	2,274千円
③ オンラインサロンの設置・運営、支援		4,146千円	2,817千円	1,827千円
④ 外国語対応通訳派遣支援		7,920千円	5,280千円	2,640千円
補助率		国：2/3実施主体：1/3		

